

令和2年第3回滝川市議会定例会（第12日目）

令和 2年 9月15日（火）
午前 9時55分 開 議
午後 2時45分 延 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告
日程第 3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告
日程第 4 一般質問

○出席議員（16名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	木 下 八重子 君	4番	山 口 清 悦 君
5番	山 本 正 信 君	6番	渡 邊 龍 之 君
7番	関 藤 龍 也 君	8番	寄 谷 猛 男 君
9番	佐々木 和 代 君	10番	安 樂 良 幸 君
11番	本 間 保 昭 君	12番	田 村 勇 君
13番	柴 田 文 男 君	14番	荒 木 文 一 君
15番	水 口 典 一 君	16番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	佐 藤 之 俊 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	長 瀬 文 敬 君	総 務 部 次 長	堀之内 孝 則 君
市 民 生 活 部 長	浦 川 学 央 君	保 健 福 祉 部 長	和 田 英 昭 君
産 業 振 興 部 長	鎌 田 清 孝 君	建 設 部 長	山 崎 智 弘 君
市立病院事務部長	柳 圭 史 君	市立病院事務部次長	堀 勝 一 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君	教 育 部 指 導 参 事	廣 瀬 一 仁 君
監 査 事 務 局 長	杉 原 慶 紀 君	総 務 課 長	小 畑 力 也 君
企 画 課 長	諏 佐 孝 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	次	長 深 村 栄 司 君
書 記	壽 崎 行 洋 君	書 記	池 田 茂 喜 君

開議 午前 9時55分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、16名でございます。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において本間議員、田村議員を指名いたします。

◎日程第2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第2、第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第1決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。
事務局次長朗読する。（記載省略）

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。安樂委員長。

○第1決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足をいたします。

第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和元年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、2日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ55名の委員から89問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけでございますが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号 令和元年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。
本件を第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第3、第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。（記載省略）

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。渡邊委員長。

○第2決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認定第8号までの7件につきましては、従前と違い、コロナ禍の関係で質疑の通告制を取り入れる中で、2日間にわたり所管より説明の聴取を受け、延べ20名の委員から24問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果です。認定第2号から認定第8号までの7件については、全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出されました意見については、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明とさせていただきます。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより認定第2号 令和元年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和元年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和元年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和元年度滝川市下水道事業会計決算の認定について、認定第8号 令和元年度滝川市病院事業会計決算の認定についての7件を一括採決いたします。

本件をいずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第8号までの7件は、いずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第4 一般質問

○議 長 日程第4、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくこととなっておりますので、質問、答弁とも要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

それでは、寄谷議員の発言を許します。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷です。まず初めに、新型コロナ感染対策で緊張の中仕事されている医療、福祉、学校関係の皆様へ敬意を表します。それから、市内ではヒグマが出没が相次いでいますが、市民の安全を守るために警戒されている皆さんにも敬意を表します。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

◎1、新型コロナウイルス感染症対策

- 1、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため幅広い行政検査の実施について
- 2、感染拡大防止策の一環としてのインフルエンザ予防接種費助成について
- 3、コロナ禍での経済対策について

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策で感染拡大防止のための幅広い行政検査の実施について伺います。新型コロナウイルス感染症の収束はいまだ見通せていません。インバウンドに力を入れている本市には多くの国から外国人が訪れ、また道内各地のみならず、本州から多くの若者も訪れます。その中には無症状の新型コロナウイルス感染者が存在するかもしれません。感染拡大を防止するためには、発症している感染者やその濃厚接触者だけでなく、無症状の新型コロナウイルス感染者を見逃すことなく早期に発見し、対応することの重要性が認識されてきています。当市においても現に感染者が発生した場合には関係者を幅広く行政検査し、感染拡大を抑え込む体制をつくるべきと考えますが、市の考えを伺います。

○議 長 寄谷議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の検査に関しましては、感染症法に基づく行政検査として都道府県が医師の判断の下、新型コロナウイルス感染症の患者、無症状病原体保有者、疑似症患者、濃厚接触者、これらを対象にPCR検査及び抗原検査を行っているところです。東京都の23区などほかの自治体で介護施設等の社会的インフラを継続的に維持するためということで、PCR検査に取り組んでいる動きがあるというようなことは承知をしているところですが、これらは都道府県と

同様の検査体制を有する特別区なり都道府県が、区、それから都道府県の施策として行政検査として実施するものであり、こういった同様の検査を市町村が実施できるというふうには考えておりません。

この行政検査につきましては、先日取りまとめられております国の新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組におきまして、都道府県に対し検査の拡充と積極的な検査の実施を求めているところであります。また、必要に応じ医師の判断と保健所の指示によって実施されるものでありますことから、当市において感染者が発生した場合につきましては関係者を幅広く検査し、感染拡大を抑え込むことができるよう確実な行政検査の実施について引き続き保健所に求めていくとともに、市としましては市民の皆さんに正確な情報発信に努め、クラスター発生の防止など感染防止に努めたいというふうに考えております。

○議長 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 市独自で行うことは難しいということなのですから、この秋にはインフルエンザの発生というのが予想されますし、コロナウイルスの抑制というのは総力戦ではないかと思います。それで、国や道が行う、市が行う、行わないということではなくて、市としてできることを例えば市立病院の検査機器含めて活用できるものについては、国や道と連携して活用するというのも視野に置けるのではないかと考えられますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 市が独自に新型コロナウイルス感染症に対する検査を実施するということにつきましては、感染拡大の傾向が現状見られていない本市の状況におきましては、現段階では取り組む考えはございません。検査を受け入れる医療機関の問題ですとか検査機関の体制整備の問題等、様々な問題があります。それから、こういった市町村独自の検査に対します国の取扱いですとか、そういったところについても今現在明確には示されておられません。今後の国や北海道の方針、それから支援措置などについて情勢を見極めて判断していきたいというふうに考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 情勢を見極めたいということなのですから、感染拡大を防ぐために積極的な対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。感染拡大防止対策の一環としてのインフルエンザの予防接種費助成について伺います。インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は、感染症状が似ています。新型コロナ対策としてもインフルエンザの流行を抑える必要があり、予防接種を推奨する必要があるのではないのでしょうか。学校閉鎖、学級閉鎖を防ぐために小中学校に通う子供たちだけでも市で接種費用を負担し、予防接種を勧めることが有効を考えますが、市の考えを伺います。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 季節性インフルエンザにつきましては、毎年初冬から春先にかけて流行し、特に高齢者などでは肺炎で重症化することがあるため、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの内部障がいのある方につきましては予防接種法のB類に定められているということから、接種費用の一部助成を行い、予防接種を実施しているところです。今シーズンにつきましては、新型コロナ

ナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、季節性インフルエンザの流行期を迎えるということから、8月26日に開催をされました厚生労働省の専門部会で次のインフルエンザ流行に備えた体制整備についてという方針が了承され、予防接種法に基づく65歳以上の高齢者等の定期接種対象者、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児から小学校低学年、2年生までの優先的な接種が呼びかけられているところです。この呼びかけを踏まえまして、滝川市におきましても多くの方に早めのワクチン接種の奨励が必要と考えることから市民周知を行うとともに、引き続き高齢者への接種費用助成の継続と、それから例年11月からとしております接種開始時期を10月から実施できるように現在滝川市医師会と調整を行っているところであります。

なお、子供のインフルエンザワクチン接種につきましては任意であります。13歳未満につきましては特に1人2回の接種が必要であるということから、ワクチン接種費用が家計への負担となるということは認識しておりますが、財源確保の問題等から費用の助成については実施できていない状況にあります。現在国におきましてもインフルエンザ流行に備えた対策が議論されている最中であり、今後の議論の経過、また国の新型コロナウイルス感染症対策の推移やそれに伴う感染症対策への財源支援等、そういった動向について注視をしていきたいというふうに考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 早めの接種を呼びかける等取組を進めていらっしゃるということなのですが、広く接種を行ってもらうためには助成というのは欠かせないと思います。さきの臨時議会でも地方創生臨時交付金、これについて審議されていますが、予備費として5,000万円ほど残っていたと思いますが、そういう予備費を使って助成するということは難しいのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどもご答弁させていただきましたが、現在国においてもそういったものの活用ですとか、そういったことについての議論がされているというふうに認識しております。予備費の活用を市町村でちょっと判断できるものではありませんが、臨時交付金の活用等についても国のほうで様々な議論がされているというふうに認識しておりますので、そういった推移を見ながら判断したいというふうに考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今朝の新聞では、秋田県の五城目町というところがあるのですが、そちらでは全町民対象に接種の無償化へ向けた取組が進められているという記事がありました。滝川市もこのような行政機関を参考に取組んでいただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。コロナ禍での経済対策についてですが、当市では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に基づき、コロナ禍においても市民の生活の足を守るために地域公共交通事業者の事業継続を支援しています。そもそも事業継続が困難な局面にあるのは、外出自粛要請等を受け、利用客が激減したことだけでなく、利用者の減少で日頃から厳しい事業経営事情にあることにあります。したがって、市民の足を守るためには一時的な支援では不十分であり、今後も利用客の増加につながる継続的な支援が必要ではないでしょうか。そこで、路線バス乗車賃助成、それからタクシー助成の創設など、公共交通利用者への助成により市民の足として欠くこと

ができない公共交通を守っていくべきと考えるが、市の考えを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 コロナ禍における利用者の減少など、大きな影響を受けている公共交通事業者等に対して、事業継続に向けた支援を国の地方創生臨時交付金を活用させていただき実施しておりますが、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルスの流行以前から公共交通事業者は他の産業と比べて収支率が低く、慢性的に赤字となっている事業者が多いというデータもあり、経営状況が厳しいということは認識しております。

バスやタクシーなど公共交通利用者への助成については、利用促進の一助になるものとは考えておりますが、費用対効果の面など検証すべき課題は多いと認識しているところであり、現時点で制度創設の予定はございません。市といたしましては、バス路線を維持、確保することを公共交通での最優先課題と捉え、その中で利用者を増やす仕組みについても引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今費用対効果の面など検証すべき課題が多いということですが、タクシー助成を考えた場合のどのような課題があるのかについて伺いたいと思いますが、75歳以上の市民には敬老特別乗車証が発行され、バスの利用の便が図られています。しかし、バス停までの往復が遠い、冬場の足元が不安と感じる市民が多いのではないのでしょうか。玄関先から乗れるタクシー利用の助成制度については市民が望んでいると思いますが、実現する上での大きな課題というのはどの辺にあると考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 タクシー事業の助成というご質問でございますが、過去平成23年に江部乙地域で1か月、乗り合いタクシーの実証実験を実は行ったことがございます。江部乙の中央通り、12丁目から以北、言うなれば19丁目までの方を対象に乗り合いタクシーということで運行事業を実は行った経過がございます。ただ、その実証実験事業の中でも結果としてはマイカーがやっぱり普及していると、ある程度の年齢の方々までマイカーを運転されるということで、将来車を運転できなくなれば公共交通機関を利用したいというようなアンケート結果も実は出ております。ですから、確かにタクシー助成とかそういった形で助成を行えば、ある程度の効果は出てくるということも想定されますが、ただ現状、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、市のバス路線の負担というのは市内線も含めて令和元年度の決算で1,000万円弱ほど行っております。そういったことを考えますと、まずはバス路線をきちっと維持をしていきながら、将来にわたって交通機関の足、通学、通院、通勤、こういった生活路線の足の確保というのをまず優先的に行っていくべきというふうに考えているところでございます。当然利用促進も並行に進めていかなければならないというふうに考えておりますので、ぜひ議員にもバスを利用していただくなり、様々な機会での利用促進について働きかけを併せてお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 バス路線の維持、確保ということですが、ふだん見ていると利用者数というのは少ない感じがしています。それで、年間1,000万円弱の補助をしているということなのですが、高齢者の方がこの後増えても爆発的な人数になるわけではないので、バス路線、バスの乗車率が格段に上がるかとなるとちょっと私も疑問に感じます。そういう意味で、現状のバスの運行をそのまま維持して、それを補助するというだけでは、市民の公共交通機関としてのバスとして本当に役に立つのかどうか、十分なものかどうかということではちょっと疑問もありますが、市としてそのバス路線の維持、確保について考えていらっしゃる対策があればお聞かせいただけますでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、当然先ほど答弁で申し上げましたとおり、なかなかバス事業者も厳しい状況だということは答弁で申し上げさせていただきました。この収支のバランス、あるいは運行の便数の見直し等も含めて、バス事業者と利用実績を基に費用負担の増大につながらないような形でバス路線の維持という部分については毎年情報交換あるいは協議を行っているところです。ただ、利用促進という部分で市として利用促進策として行っている事業といたしましては、市内小学校2年生を対象にバスの乗り方教室を行ったり、市内の商店街の方とタイアップしながら、バスの乗車のトクトクサービスカードということで利用促進を図っていく、あるいは消費者まつり、今年度はちょっとできませんでしたが、毎年消費者まつりですとか市立病院のふれあいフェスタなど、そういった市主催、あるいは関係機関の主催のイベントとタイアップをした利用拡大を行っておりますし、また御覧になったことがございますかどうかちょっと分かりませんが、市内の路線図やバスの乗り方を記載したバスマップを作成し、各施設、公共施設等に配付をしたりというような活動についても行っております。これで十分かということは、それぞれご意見のあるところですが、我々こういうことも利用促進策も併せて含めながら、今後地域の皆様方の交通の足を確保していくという部分については、引き続き協議を行いながら確保してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

◎2、公営住宅

1、市営住宅の団地再編プロジェクト等について

2、建替計画の進捗について

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。公営住宅、市営住宅の団地再編プロジェクト等について伺います。

市は、老朽化が進む東団地、開西団地、江南団地の3団地の整備に当たっては、既存住棟の一部を民間譲渡し、サービスつき高齢者向け住宅や子育て支援向け住宅等として整備する、あるいは跡地の一部を地場住宅関連産業の活性化に資する宅地分譲など幅広い住宅施策を推進し、地区内の移住、定住促進と活性化を図っている。しかし、このたび実施される市営住宅東団地跡地の分譲

に当たり、既存住棟を活用した子育て支援向け住宅整備については耐震診断で規定値を超える傾きが確認されたため、既存住棟を解体し、跡地を宅地分譲地とすることに計画が変更されています。開西団地は全棟、江南団地は半数が東団地と同時期に造られ、同じように老朽化が進んでいると予想されます。低廉な家賃で一定程度の広さ、居住環境を確保した住宅を供給できるか、開西団地、江南団地の両方についても懸念されます。開西団地は、本年２月に耐震診断調査を委託しています。耐震診断調査の内容と結果及び住宅確保要配慮者向け住宅の整備計画への影響を伺います。

また、開西団地は、その一部を改修してサービスつき高齢者向け住宅及び子育て世帯向け賃貸住宅として運営する再編事業候補者が決定して１年がたっています。その事業の経過と進捗状況についても併せて伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 ご質問の既存住棟の調査内容は、東団地及び開西団地とも同様で、調査項目はコンクリート及びコンクリートブロック部分の強度、中性化状況、塩化物濃度、鉄筋の腐食状況、外壁のひび割れ幅及び欠損、剥離状況、建物の沈下量及び傾斜について調査をし、既存建物の老朽度について評価をいたしました。開西団地については、既存の活用を想定している１１棟について調査を行い、全棟において規定値を満たしており、今後活用可能と判断をしております。

再編事業候補者との現在の進捗状況ですけれども、概算事業費の積算中、その他基本計画に対する法的な確認等を関係機関と進めている状況でございます。

以上です。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 耐震性については、使えるということで安心していますが、それを踏まえた事業計画のほうなのですけれども、今の答弁の中で事業費については積算している、それから基本計画について確認しているということですが、これについては事業候補者を決定するに当たり、指定管理の場合もそうなのですけれども、事業計画書等を検討されていると思います。その中でこれらについては審査しているのではないかと思います。この時期に行うということは計画の変更か何かあったのか。業者との間で取り交わされた計画どおり進んでいるのかどうか、スケジュール的なところですが、それについての進捗が順調なのか、遅れているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 再編事業の候補者におきましては、事業の実施に向けて精査をしており、その中で、事業費の調整や関係機関との確認等を進めている状況です。現段階で具体的な時期をお伝えすることはできませんけれども、これからも事業開始に向けまして事業者との調整に鋭意努力していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 時期未定ということですが、事業計画ではサービスつき高齢者住宅については本年度譲渡して、整備に着手するという予定になっていますが、これについてはこのまま進むのでしょうか。

か、遅れる見通しなのか、それについてだけお伺いします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 再度のご質問でございますけれども、先ほどお答えいたしましたように今その再編事業者のほうでいろいろ調査をしている、精査をしているという段階でございます。そんな部分でございますので、今ご質問のあった部分についても今明らかに予定どおりいくかどうかという部分についてはこの場でお答えができないと、そういった状況でございます。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。

建替計画の進捗についてですが、最近開西団地の入居者にアンケート調査を行ったようですが、建て替え後の公営住宅に確実に入居できるのか、入居時期はいつになるのか不安であるという入居者からの相談がありました。市営住宅分についての計画の見直しですが、これについては当初の予定から変更する可能性があるのか、これについて伺います。あわせて、江南団地についても同様に計画の見直しがあるのか伺いたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 本年８月に開西団地入居者へ行ったアンケートは、１２月１５日を委託業務の期限として作業を進めております開西団地建替基本計画において建設戸数や部屋の間取りなどを検討するため、現入居者の意向を確認したものでございます。公営住宅を現地建て替えにより建設する場合は、現入居世帯においては建て替え後の団地に移転を希望する全ての世帯が入居できる戸数を確保するように計画をいたしますが、今後人口、世帯数の減少が予測されることを踏まえ、令和９年度における公営住宅目標管理戸数を１，６００戸に設定していることから、当初木造８棟７０戸の建て替え計画でありましたが、建設戸数、構造、棟数につきましては入居者アンケートの結果を踏まえ、再検討し、基本計画を策定する予定でございます。また、入居時期につきましても建設戸数決定後、既存住棟の解体や新築する住棟の建設スケジュールと併せて基本計画において決定することとなりますが、今回策定した基本計画の内容につきましては、令和３年３月頃をめどに団地入居者の皆様には説明を行う予定としております。

それと、江南団地につきましては、開西団地建替事業完了後に整備を行う予定となっております。具体的な整備計画につきましては、長寿命化計画における計画期間の後半に予定しているため現時点においては未定であります。適時検討は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 アンケートを踏まえた基本計画については、入居者に説明されるということなのですが、その説明の時期には移転時期についても具体的に明示されるということなのか伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 現在残っている入居者の説明につきましては、令和３年３月頃を予定しております。その後、入居者の意向を考慮しながら移転先を確保するなど、移転準備に相当の期間を要すると思

われます。入居者の意向やそのときの他団地の空き状況を考慮しながら決定をしていきたいと、その時点で分かった段階で説明をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 移転に準備を要するということですが、新しい住宅へ入ることを楽しみにしている方もいます。引っ越しを機に新しい家具を買いそろえたいという方もいて、そういう入居する側の事情というのもありますので、入居時期については明らかになることが望ましいと思います。

この入居時期の関係もあるのですが、先ほどの民間の方の工事がいつからか分からないということで、工事の時期が重なったりする場合もあるかと思いますが、その場合市の住宅の建設への影響というのはないのか伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 民間の事業と市の公営住宅の建設事業とそれが重なることによって支障が出てくるということはございません。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

◎ 3、土地区画整理事業

1、西2号通り土地区画整理事業の保留地売却価格について

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。

土地区画整理事業ですが、西2号通り土地区画整理事業の保留地の売却価格について伺います。滝川市泉町土地区画整理事業において決定された保留地売却のお知らせが出ています。面積約6,700平米、価格2,290万円ですから、平米単価で約3,400円になります。平成28年度の予算審査特別委員会での清水前議員の質疑に対する答弁では、平米単価約5,000円ほどは見込んでいたので、保留地全体で1,000万円ほどの減収になるかと思っています。今回の単価設定の根拠、それから換地設計時の設定単価と異なるに至った理由、それによる対応について伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 保留地の単価設定につきましては、滝川市泉町土地区画整理事業施行条例の規定に基づきまして、近隣の路線価等を参考に評価員の意見を聴いた上で決定をしております。換地設計時の設定単価と異なるに至った理由につきましては、平成28年当時の換地設計時点においては、保留地を処分するための評価は行っておらず、あくまでも保留地の設定の判断を行うために算定した整理後の総評価額の平均単価を目安としてお答えをしております。今回の設定単価につきましては、先ほど申し上げたとおり、関係条例の規定に基づき保留地のみを評価したものでございます。

保留地処分に係る減収対応につきましては、公共施行の場合、事業費負担は国からの交付金や保留地処分金等除き事業者が負担することとなっておりますので、滝川市の負担となります。現時点においては、全体事業費が事業内容の精査等により当初の事業計画決定時よりも圧縮されており、その中で吸収を図るべく、引き続き保留地処分に向けた努力をまいります。

以上です。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 確認なのですが、ただいまの答弁の中で平成28年当時の換地設計の時点では保留地を処分するための評価を行っていないということなのですが、平成28年度の土地区画整理事業特別会計予算についての特別委員会での議事録を見れば、事業費の内訳の質疑のところで行われていまして、ここでは保留地の位置と面積が決まり、保留地の具体的な土地利用の方法も検討できる段階になりました。約6,700平米の保留地を設定、金額については1平米当たり5,000円ほどというふうに答弁されています。ですから、この段階では保留地として取り得る最大地積を算出するための整理後の総評価額の平均値ではなくて、処分した場合の価格として答弁がなされているというふうに思われるますが、それについてちょっと確認をお願いいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 先ほどの答弁とまた重なりますけれども、換地設計時においては、土地区画整理審議会に保留地設定の同意を得るために事業区域近隣を含めた3地点の不動産鑑定評価を実施いたしまして、その金額を基準に整理後の評価額を算定しております。保留地の処分金につきましては、事業費の一部に充当することができるため、事業計画書に事業完了後の区域全体の総評価額の平均額を見込んでおります。

ご質問の単価設定に差が生じた主な原因といたしましては、単価算定において当時は住居系だとか、あと路線価を含んだ全事業区域の平均単価であったのですが、今回の単価設定につきましては保留地周辺の現況や土地利用の見込み、用途地域等を考慮した工業系の路線価を基準に保留地の形状や市場性を総合的に判断いたしまして算定をしたと。その結果の違いによるものでございます。

この単価につきましては、関係条例及び評価員の意見を聞く中で設定をしたものでございます。ですから、先ほどのお話のとおり、保留地設定のときの部分と最終的な今保留地を売却する部分ではちょっと設定の中身が、見方が変わってきているということでご理解をお願いいたします。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 いろいろな事情を考慮して単価は設定されるということなのですが、西2号通のあそこの幸町のコミセンのところの路線価については、平米当たり5,380円と伺っています。それから、1丁目通りとの交差点にあるコンビニについては5,900円ということで、これは活用が高いので、価格が高いということはあるかもしれませんが、それと比較して3,400円というのはかなり安いのではないかと思います。保留地については、相場よりも安い価格になるケースが多いというふうにされているので、安くなるのは分かりますが、それによって全体の土地の価格が下がるとなれば、これは地権者の利益にも影響します。高度な土地の利用が図られるというふうに期待している滝川としては、その辺り考慮した上での単価なのかについて伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今ご質問あったように例えば住居地域の部分と工業系の部分で路線価が違ってきます。今回の地域については、総体的に工業系の地域に存在していると。そういったことから、

用途地域だとかそういった工業系の路線価というものを総合的に判断をした結果のその数字でございます。ここの部分につきましては、先ほどもお話しいたしましたように土地の評価員の方のご意見等もお伺いをしながら決定している単価でございますので、私どもとしましては適正な価格だと、そういった認識でございます。

以上です。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、この単価設定に関わる対応ということでお伺いしたいのですけれども、この価格では転売による利益が狙える可能性があります。売買契約書とかを見ますと、こういう転売目的を防ぐような、そういう特約がないように思えたのですが、転売目的での保留地の購入というのは制約しないのかについて伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今のご質問ですけれども、先ほどお答えしましたようにその単価の設定というのは特別安い部分というのはなくて、適正な価格、そういった認識でございます。ですから、今ご心配されました転売だとかそういった部分ではなくて、適正価格での販売ということでございますので、場合によってはその後買われた方が利用の仕方によりましてまた売られるケースもあろうかと思えますけれども、そこら辺の部分について制約をかけるような予定はございません。

以上です。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 適正な価格の設定だということなのですけれども、7月末までの期間で売却がされていなくて、先着順での売却を行うというふうにホームページで拝見しましたが、適切な価格と考えた中でも売れない場合には、今後土地の価格を下げる考えはあるのかについて伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 売却価格につきましては、先ほどもご答弁しましたとおり、評価員の方々のご意見を踏まえた適正な価格であると、そういうふうに考えております。価格をお示しして売却を今始めたばかりでございますので、その仮定のお話に対する回答につきましては差し控えさせていただきたいと思えます。どうかご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○寄谷議員 これで私の一般質問を終わります。

○議 長 それでは、これで寄谷議員の質問を終結いたします。

ここで議場内の空気の入替えを行いたいと思いますので、若干休憩いたします。再開は午前11時といたします。それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時58分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 会派清新の柴田でございます。議長のお許しをいただきましたので、以下通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

◎1、新型コロナウイルス感染症対策

1、公共サービス事業者に対するコロナ支援策について

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。公共サービス事業者に対するコロナ支援策についてお伺いをいたします。これまで本市においては、医療、介護分野はもとより、保育あるいは児童保護など新型コロナ禍における市民生活を支える業務従事者に対する様々な支援を行い、このことに対して心から敬意を表したいと思います。しかし、今後この秋以降コロナの拡大がどのような展開を見せるか予断を許さない情勢の中で、今後も滝川市民の生活をしっかり守らなければいけないということですが、ただいま示した業種以外にも市民生活を維持する上で本当に必要不可欠な例えば今後予想される降雪に備えた除排雪業務、あるいはごみの収集業務等に当たる業種など、様々な人たちが日々の市民生活を支えております。こうした公共サービス、万が一コロナ禍においてこのサービスが止まれば、市民生活そのものに多大な悪影響を及ぼす、あるいは生活そのものが成り立たなくなる、このような大事な実は業種であります。こういった公共サービス業に携わる方々への支援も私は考えていかなければいけないのだろうと思いますが、このことについてまずは市の考え方をお伺いしたいと思います。

そして、もう一点、こういった業種は組合を組織しております。ですから、万が一1業者がコロナに感染した従業員が出た場合に、例えば2週間の営業を行わない、事業を行わないとした場合に相互応援体制を敷いているとも聞いております。しかしながら、1業者がそういった対応をできなくなった場合に、他の業者がその業務に当たるとなれば、過大な負担が実は応援に入った業者にも重なるということがございますので、そういった場合にやはり支援策の必要性も出てくるのではないかと私は考えております。そういった視点において市の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ご質問の中にございました医療、介護分野、幼稚園教諭や保育士、児童厚生員など児童福祉施設等に働く従事者の皆様に対する慰労金給付事業といたしまして、本定例会並びにさきの第4回臨時会におきまして提案いたしました補正予算を可決いただき、支援を行うこととさせていただいたところでございます。

ご質問の後段にございました除排雪やごみ収集といった全ての市民の日常生活に密接に関わる公共サービスについてでございますが、特に業務が停滞することがあってはならない事業であり、議員がおっしゃられるとおり、業務に携わる方々には大変重要な役割を担っていただいていると認識しております。これまでも業務を担う各事業者におきましては、新型コロナウイルス感染予防の徹底はもとより、感染等による業務停滞の事態に備えた相互協力の体制を構築しておりますが、いま一度その中身について再認識し、万全な体制が取られるよう不測の事態に備えてまいりたいというふうに考えております。今後におきましても日々市民生活を支える業務に携わる方々に対して感染防止の徹底を継続していただくとともに、新型コロナウイルスの感染状況等を鑑みながら、市とし

てそうした方々への支援の在り方、そしてその必要性について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 今の答弁、分かったようで実は私分からなかったのですが、今私最後のほうで申し上げたのですが、相互応援体制、相互支援体制は出来上がっているのだと。それは私は理解しているのです。応援を受ける側については、私は不安視は逆にしていないのです。応援に入る側、例えば何区画かそれぞれ責任体制があって、その1区画がこのコロナの問題で収集業務あるいは除排雪業務ができなくなった。では、どこか別の業者さんがそこに入ったときに、例えばコロナが出たそういう業者さんの収益を失う、その収益を新しくそこに入った業者さんがいただくとか、そういう体制ではないと思うのです。ということは、その協力に入った、支援に入った業者さんが、その業者が相当な負担をかぶりながらその業務を行っていく。今の現状では本当に人手不足の中で、ぎりぎりの業務を行っている業者さんが多いと私は承知しております。そういった中で、その支援に入った業者さんに対してしっかりと市としてサポートする、支援を行うと、こういうことが具体的にこれからは必要になってくると私は思っているのです、その具体的な部分についてお考えはあるのか、再度お伺いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議員の再質問について答弁をさせていただきます。

後段議員からご質問ございましたとおり、各組合を構成して除排雪、あるいはごみの収集という事業を進めております。日頃から、議員の説明の中にもありましたとおり、収集あるいは運搬のカバーが業者間の協力の下に図られるよう、その影響を最小限に食い止める対策というのはそれぞれ組合等でも行われておりますが、ただ議員から先ほどお話があったとおり、それで万が一カバーができないというようなことも全く想定できないわけではございませんので、そういったことが考えられるということになりますと、市としても組合とそういった情報共有を図りながら、必要な対策が求められた場合については、適切な対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 答弁としてはそういうことだと思うのです。ただ、くれぐれも言っておきたいのは、除排雪もごみ収集も止まった時点で市民生活が滞ってしまう。極めて重要な業務なのです。そういった点で、決して組合任せにしてはならないというのが私の考えです。やっぱり行政側としてしっかりと責任を持ってこれを委託し、そしてその業務を行っていただく体制をしっかりと整備する。そのための支援も惜しまない。こういった姿勢が安心してこういった業務に当たる業者さんにこういった予期しない出来事があった場合においてもしっかりとサポート体制を組める組合づくりができると思うのです。再度、しつこいかもしれませんが、ご質問いたします。今私が申し上げたことについては、しっかりとこれからお考えをいただくということで理解してよろしいでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議員がおっしゃられたとおり、ごみ収集あるいは除排雪についても一日たりとも停滞してはならないという重要な業務であるということは十分認識しておりますので、議員からおっしゃられたご意見等も踏まえながら、組合とも情報共有を図りながら適切に対応してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

◎2、広域連携

1、北電砂川火力発電所の廃止計画に対する市長の基本的考えについて

○柴田議員 それでは、次の質問に移ります。広域連携について質問いたします。この広域連携という言葉が適切かどうかはまず問題としてあるのですが、北電砂川火力発電所の廃止計画に対する市長の基本的な考え方についてこの場をお借りしてお尋ねしたいと思います。

私も実は芦別出身であります。産炭地の出身です。小学校のときに滝川に転校してまいりまして、以来50年以上滝川にお世話になっている人間の一人として、この中空知の石炭の歴史をここで披瀝するものではありませんが、今回本当に唐突に砂川の火力発電所の廃止問題が国のほうから提示されたということであります。具体的に何年に廃止するということについてはいまだ明らかになっておりませんが、少なくとも2030年までに国内の石炭火力を大幅に減らす、この大幅な数値については8割以上というようなことがうかがわれておりますが、この砂川火力が名前としてはイの一番に上がってきております。旧型の火力発電所だということで、話が上がってきているのだと思いますが、これは砂川の話なのだから、隣のまちの話を何で滝川市議会でするのだと。隣町の話だと実は片づけるべきではないと私は思っているから、今日ご質問をさせていただきました。

1983年、滝川は人口5万3,000人を超えました。滝川市が最も人口が多かった時期であります。その後1987年、国鉄の分割民営化、そして1989年、滝川の火力発電所の廃止、このような流れの中で1980年代、滝川の人口がピーク時の1983年から国鉄の分割民営、さらには火力発電所の廃止という形で本当に厳しい人口減少の状況を生んでまいりました。ですから、この火力発電所の廃止問題というのは、私は隣、砂川の問題ではありますが、経済に与える影響というのはこの中空知全体にかなり厳しい影響をもたらす。ですから、滝川市長、中核都市である滝川市長として、やはりこの問題についてもしっかりと聞き耳を立てて、考え方を明らかにしていく、私はそういう必要があるということで今日質問をさせていただいたところであります。

胆振東部地震、もう2年前になりますが、大規模停電になりまして、私も大変苦勞いたしました。今日この議場にいらっしゃる方もこの停電には大変な苦勞をされたこともあったと思っておりますが、当時休止中の奈井江火力発電所とともに中空知の地域の市民の生活を支えたのが砂川の火力発電所であったと思います。そういった意味で、この砂川の火力発電所がもし廃止された場合に様々な業種、様々な地域に莫大なマイナス影響をもたらす。これは、滝川の火力発電所の撤退を見ても明らかであります。そういった廃止議論が進む中で、このまま私は滝川市民としても、中空知圏域に住む市民としても見て見ぬふりはできないと考えております。この問題に対する市長の基本的

な考えと、中空知の中核都市として廃止撤回等を含めて他の自治体とともに戦うお考えはないのか伺いたいと思います。

以上です。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの柴田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今お話しのとおり4月上旬、国のほうから低効率で二酸化炭素を多く出す旧式の石炭火力の発電量を2030年までにできる限り削減する方針が示されました。新聞報道によりますと、国内140基のうち100基程度が対象となる見込みであり、北電の砂川火力発電所も対象になるのではないかとといった内容であります。国は有識者会議を設置し、休廃止の対象や方法についての議論をスタートさせたところで、詳細につきましてはこれからといった段階にあるというふうに認識しております。

現在北電砂川火力発電所は、道内において国内炭を唯一活用する発電所であります。発電所の稼働に伴います採炭は、中空知における主要産業の一つでありまして、仮に発電所が廃止されることになれば、柴田議員ご指摘のとおり、様々な中空知の産業にも多大な影響を及ぼすというふうに私も考えております。今後におきましても発電所が所在をします砂川市をはじめとする関係自治体と連携を取り、また滝川市も定住自立圏の中の中心市を砂川市とともに構成しているわけですので、それら連携を取りながら、問題意識や情報を共有しながら国の動向に注視してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 この再質で終わらせていただきますが、関係自治体と連携しながら今後の対応を考えていくということなのでありますが、先ほども申し上げたとおり、胆振東部の地震によって北海道内に大停電が発生した。やっぱりその災害の意識がこの地域にはまだまだ残っていると思っております。そういった意味で、休止している奈井江の発電所とともにやはり砂川の発電所についてもなるべく長くこれを維持するということをぜひとも国に対しては要望していただきたい。旧式ですから、これを維持するのももちろん大変であります。もしそれを容認し、あるいは他の自治体もこれは仕方がないのだということであっても、先ほど市長もお認めになったようにこの発電所に類する様々な産業、こういったものに多大な影響を与えるという部分も出てくるということであれば、やはりそういった産業あるいは企業に対するしっかりとした国の支援について今からはっきりと要望していかないと、私は間に合わなくなってしまうのではないかと非常に危惧を覚えております。

滝川の場合、私も実は滝川の火力発電所の撤退時に跡地問題のセクションにりましたが、たまたまテクニカルセンターのような形で残っていただいて、しかしながらその維持に関わる業者は滝川からほとんどいなくなりました。そういうような状況も踏まえて、ぜひ市長にはこの撤退を阻止するというのも私は申し上げてはおりますが、問題はこの産業、事業所に対する今後の国の支援をしっかりひもをつけていかなければいけないなと考えているのです。そのことについて最後

に市長のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 柴田議員の再質問にお答えをさせていただきますが、これまでもこの問題につきましましては空知期成会を通じ、また様々な場面において国、または北電さんのほうにお願いをしましてまいりました。非常に大切な問題だという認識は以前から持たせていただいております。先ほどのお話のとおり旧式であるということでもありますので、非常に廃止の論議の頭に出されるということで随分と気にはしております。そのためにはぜひとも新しい炉を開発して、砂川に造ってほしいというお願いもしたことがございます。しかしながら、なかなかそれは難しいというお答えもいただいているところでもございます。そういう中においていろいろ議論をし、お願いをしているところでもございますが、これからもその要望は砂川市をはじめこの中空知全体で要望を続けてまいりたいというふうに思っておりますし、その産業、石炭関連産業並びに付随する産業を守るためには、様々な形の支援をいただかなければならないというのは明白でございますので、それらに対しても強く要望していきたいというふうに思っております。柴田議員をはじめ市議会の皆様方も事あるたびにこの問題を取り上げ、多くの中空知の議会が連携をしながらこの問題を大きく取り上げていただいて、大きな声にさせていただきますことも併せてお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○柴田議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

続きまして、安樂議員の発言を許します。安樂議員。

○安樂議員 新政会の安樂でございます。それでは、通告に従いまして質問を行っていききたいと思います。

◎ 1、市民生活行政

1、合同墓の設置について

1 件目の市民生活行政、合同墓の設置についてお尋ねいたします。令和元年第 3 回定例会において、少子高齢化や経済的な理由などにより合同墓の設置を求める市民の要望を背景に質問いたしました。その際、少子高齢化や核家族化によるお墓の継承問題、経済的な理由などによる市民のお墓に対するニーズの多様化などにより、設置の時期については未定だが、工事費の見積りや運営方法など、より具体的な検討に着手している、この旨のご答弁をいただきました。この件につきましては、平成 30 年第 2 回の定例会で館内前議員、第 4 回定例会で木下議員が質問をしております。恐らくほかの議員の皆さんも市民から要望を受けているものと推察しております。

近年は、本市近傍の自治体でも設置が進んでおり、報道でもありましたが、本年度は赤平市が建立するというふうにされております。財政的な理由から設置の時期は明確にできないのは理解いたしますが、年々増加をする市民からの要望を踏まえて、可能な限り早期に合同墓を設置すべきだと考えますが、市の見解をお伺いします。

○議 長 安樂議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 合同墓の設置に関しまして市民からの問合せや要望といったものは、平成26年度以降、提言はがき、電話、あるいは来庁される市民の方からも数多くの要望が寄せられております。また、議員の皆様にも多くの市民の方からの声が寄せられていると聞き及んでおります。

道内35市の合同墓の設置状況は、設置済みが22市、現在検討中としているものは滝川市を含めて7市、令和2年度に設置を予定しているもの、設置したものは2市となっております。近隣の市におきましては、深川市、砂川市のほか、質問の中にもありましたが、赤平市が今年建設されました。そういったことからますます市民のニーズは高まっていると認識しております。

所管といたしましては、合同墓の基本的な考え方を検討してまいりました。しかしながら、滝川市は現在財政健全化の中でありますことから、事業実施の政策判断は毎年緊急性や優先性から判断されています。合同墓につきましては、これまでどおり必要性は認識しているところですが、緊急性や優先度がほかの事業と比して相対的に低いということで判断されてきた経過があります。今後は、所管課として検討してきた事業費のより一層の精査や財源の検討をし、できるだけ早期に事業化できるよう内部協議を進めていきたいと考えております。

○議長 安楽議員。

○安楽議員 市民からの要望、設置の声が本当に年々多くなっております。また、来年度は滝の川斎苑が新しくなります。私は、このタイミングで設置を検討すべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 安楽議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほどの安楽議員のご質問並びに所管の浦川部長の答弁にありましたとおり、市民ニーズの高さというのは非常に私も実感をしております。私自身にも多くの声が寄せられているわけでございます。しかしながら、先ほどの答弁させていただきましたとおり、財政健全化の中等々もございまして、財源の問題もございました。今安楽議員のお話しのとおり、市民ニーズの高まりのほかに滝の川斎苑の完成も近いということ、また滝の川斎苑建築に要した費用も大体めどがついたということでございますので、財政健全化の中ではございますが、来年3月の第1回定例会に所管で検討している内容をよく精査しながら提案をさせていただき、次年度に合同墓を設置するように判断してまいりたいと思っておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 安楽議員。

○安楽議員 大変心強いご答弁をいただきました。

◎2、建設行政

1、新築住宅助成事業の再開について

2、住宅改修支援事業の再開について

次の質問に移りたいと思います。次に、2件目の建設行政です。まずは、1項目目の新築住宅助成事業の再開についてお尋ねをいたします。新築住宅助成事業は、移住、定住の促進や高品質な住

宅の建築、子育て世帯の支援などを狙いとして、平成29年度から令和元年度の3年間実施され、多くの成果を収めた事業であったというふうに考えております。令和2年度は、財政健全化計画により滝川市全体の事業の見直しなどにより一旦休止となりましたが、他自治体への人口流出防止、定住化の推進による将来人口の維持、市営住宅東団地跡地の分譲販売の促進、この際子育て世帯価格ということで5パーセント割引を設定していますが、本事業を併せて再開することによりさらなる支援となり、少子化対策にもつながるものというふうに考えています。あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響により低下している消費力の回復と本市経済の活性化を促進するためにも、令和3年度に事業を再開すべきだというふうに思いますが、市のお考えを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 新築住宅助成事業につきましては、移住、定住の促進や高品質な住宅の建築による地域経済活性化を図るため、平成29年度から令和元年度の3年間を実施期間として推進してまいりました。毎年約20件の制度利用をいただき、特に子育て世帯の定住促進策として成果を発揮したものでございます。しかしながら、第2期財政健全化計画の推進のため、一旦休止という苦渋の決断をしたところでございます。市財政の健全化は、将来にわたり持続可能な市政運営を行っていくため成し遂げなければならないものであり、そのためには、計画に沿った事務事業の見直しを着実に実行することが必要不可欠でございます。したがって、議員からおっしゃられました必要性については十分認識しつつも、現段階で新築住宅助成事業の再開について申し上げることはちょっとできませんが、今後財政健全化計画の推進による改善や情勢の好転、国等の交付金活用などの見通しを慎重に見極めた上で、新型コロナウイルスの影響を踏まえた定住促進策として、新築住宅助成事業に限らず、どのような施策を展開できるか検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 財政健全化計画作成時と財政状況は若干は変化はしているのですが、私も本市の財政状況はいまだ厳しいことは十分理解をしています。視点をちょっと変えて、従来の事業規模より縮小してでも本当に子育て世帯を対象とした事業に変更するのは、ちょっと事業を見直して検討することもできるのではないかというふうに思うのですが、副市長のお考えを伺います。

○議長 長 答弁を求めます。副市長。

○副市長 議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員さんご指摘のとおり、定住、子育て施策としては効果的な事業だと私も思っているところでございます。しかし、先ほど総務部長が答弁しましたけれども、今第2期の財政健全化計画そのものがスタートしたばかりでございますし、今回のコロナ禍で影響としましては、例を挙げると病院特別減災対策企業債の借入れ、また看護師の確保ための高等看護学院の建て替え、また税の徴収猶予など計画の状況は刻一刻と変化してございます。そのような状況の中で、今後の財政状況を慎重に見極めなければならないというふうに思っているところでもございます。そんな中で、先ほどのご答弁と重複しますが、滝川市としての持続可能な行政運営や市民の生活の安定、さらに議

員おっしゃいました子育て、定住対策など、様々な点で今後検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 それでは次に、2項目めの住宅改修支援事業の再開について質問いたします。

住宅改修支援事業は、安全、安心な住宅ストックを形成するため一般改修から耐震補強改修に事業シフトしつつ、平成21年度から令和元年度の11年間実施され、住宅の耐震化率の向上に成果を上げた事業であると認識をしております。しかしながら、令和2年度は、新築住宅助成事業と同様の理由から、本事業は一旦休止となりました。本市には築40年が経過し、現在の耐震基準を満たしていない物件が多々散見されます。居住者の安全、安心の確保と空き家対策、すなわち中古住宅改修による再利用の促進、そして新築住宅助成事業でも期待している新型コロナウイルス感染症の影響により低下している消費力の回復と本市経済の活性化を狙いとして、これも同じく令和3年度から一般改修を含め再開すべきというふうに思いますが、市の考えを伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ご質問の住宅改修補助事業ですけれども、社会資本整備総合交付金対象事業として、平成21年度から運用を開始いたしました。途中交付金事業の見直し等によりまして、平成29年度からは耐震改修に特化した事業でございまして、これまでに耐震改修といたしまして93件、あと一般改修を含めると532件活用された事業でございます。この事業は、耐震基準を満たしていない住宅の耐震化を進め、居住者の安全、安心な居住環境を確保するため重要な役割を果たしてきました。しかしながら、第2期財政健全化計画推進のため新築補助同様一旦休止という苦渋の決断をしたところでございます。現段階で住宅改修補助事業の再開について申し上げることはできませんけれども、新築補助同様、今後を見極めた上で検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 この件につきましては、市民の安全、安心の確保という観点から、耐震改修だけでも支援すべきだというふうに思いますが、再度お考えを伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 再質問いただきました。平成30年9月に発生いたしました胆振東部地震の経験から、重大な被害を及ぼす大地震に備えるため耐震化の推進が必要と考えておりますけれども、現段階では財政健全化に向けた財政状況を慎重に見極めた上で検討してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 ご検討よろしくお願いいたします。

◎3、社会教育行政

1、文化センターの今後の在り方について

では、次の質問に移ります。最後に、教育行政、文化センターの今後の在り方について質問いたします。市民の文化、芸術の活動拠点である文化センターは、施設建設から長い年月が経過し、老朽化が著しく進んでおります。大ホールの観客席やトイレ、各種設備なども古く、利用者から施設の改修を望む声も聞こえています。また、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者も大幅に減っているというふうにも聞いております。このような状況を踏まえ、現在の文化センターについてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 文化センターの現状認識はというご質問でございます。文化センターは、会議室や事務室のあります会館棟、渡り廊下を兼ねているギャラリー棟、大ホールのあるオーデ棟で構成されておりまして、会館棟とギャラリー棟は耐震基準を満たしていないという状況であります。また、オーデ棟につきましては、耐震基準を満たしておりますけれども、つり天井構造であるということから建築基準上の課題がありまして、補強の必要性があるというそんな施設でございます。また、新型コロナの影響のご質問もございましたけれども、今年度4月中旬から5月末にかけて休館をし、再開後もイベントの自粛等ございまして大幅に利用者も減っておりますけれども、今後の感染症対策、いわゆる3密への対策ということで、大ホールの換気、あるいは座席の間隔、それからホール全体の利用可能人数等、施設としまして抜本的な改善、検討が必要になっているという状況でございます。これまで運営に支障がないように必要に応じて改修、改善、修繕重ねてまいりましたが、施設整備等の状況、安全面などを総合的に判断しますと、大規模改修をしなければ公共施設として今後長期間運営していくことは困難であると、そのような認識でございます。

○議長 長 安楽議員。

○安楽議員 今教育部長からご答弁いただきました。全く私と同じ現状認識を持っておられるのを確認できました。

それで、もう一度今後どのように考えていくのかというところを詳しくお考えをお願いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今後の考えでございますけれども、現在の指定管理者の管理期間が令和3年度をもって終了いたします。私どもとしましては、現状のままこのまま手をつけずに新たに指定管理者の公募をすることは、果たして適切なのかという考えを持っておりますし、仮に公募をしたところで応募に至らないということも想定されます。そんなことから、早急に方針を固めなければならないというふうに考えておりますけれども、文化センターに限らず他の公共施設についても老朽化という問題も抱えておりますので、先ほど来あります財政健全化という視点もありますので、これは市全体の議論の中で判断されなければならないというふうに考えております。

○議長 長 安楽議員。

○安楽議員 現在の文化センターを大規模改修して維持していくのか、また中止施設とするのか、あるいはホール機能を備えた新たな施設を検討するのか、私は今後の在り方について真剣かつ早急

に検討すべき時期に来ているのではないかというふうに考えております。市長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ただいまの安樂議員の再質問にお答えをしたいと思います。公共施設の老朽化対策、市全体として大きな課題でございます。私も市長就任当初からこの問題に取り組んでまいりました。これまで安全性の優先度を見極めて施設改修を行ったわけですが、例を挙げますとスポーツセンター、市営球場の改修、また滝の川公園の改修、そしてただいまはテニスコートの再整備を進めているところであります。ご質問の文化センターにつきましては、先ほどからお答えさせていただいておりますけれども、文化芸術活動の拠点施設として利用されております。非常に大切な施設であるというふうには認識をしております。滝川市文化連盟などからもこの老朽化につきまして都度ご要望もいただいているわけでもございました。何とかしなければという思いがあったわけでもあります。そういう中において私としましては、ホール機能を備えた施設の必要性を含めまして、こういう文化センターが本当にこの滝川市に必要なのかどうか、またあるとしたらどうあるべきなのかということを今お話しのとおり早急に判断しなければならないというふうに考えております。財政健全化の中このような大きな施設を建設するということは、非常に財政負担が大きなわけでもございまして、市民の皆様方にも痛みを感じてもらうことがあるのかもしれない。そのことを踏まえまして、内部の議論と併せてやはり市民の皆様のお声をお聞きし、判断する上での重要な要素の一つにしたいというふうに考えております。そのためにまず私としましては、市民有識者から成る市民会議を設置をさせていただき、様々なご意見をいただき、今後この文化センターを含めた施設の在り方、その方向性をしっかりと議会の皆様方とも議論させていただきながら判断してまいりたいというふうに考えている次第でございますので、ご協力、またご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○安樂議員 終わります。

○議長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

引き続き山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 会派みどりの山口でございます。それでは、通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。

◎1、市民生活行政

- 1、市内街路灯について
- 2、花月地区児童館の名称について
- 3、避難所運営について

まず、市民生活行政ですけれども、市内の街路灯についてお伺いいたします。市内全域に設置されている街路灯は、そのほとんどを町内会が管理運営し、市から補助金を一部もらいながら電気料金を負担してきています。現在街路灯の多くが耐用年数が過ぎ、危険な状態にあることから、早急な撤去が必要と思われます。撤去工事を担当する電気工事会社に聞いたところ、町内会において

は撤去費用の捻出が難しく、倒壊の危険を認識していながら放置せざるを得ない町内会も多くあるとのことです。先般も強風の折、倒壊した街路灯支柱もあるとお伺いしております。幸い歩行者や自動車に被害はなかったようですけれども、市民の安全、安心を図る観点からも撤去を推進すべきと考えますが、市の方針をお伺いいたします。

○議 長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 町内会の皆様におかれましては、ＬＥＤへの切替えや新設の調整、電気料金の負担など維持管理にご協力いただいているところです。街路灯の新設、更新、切替えの場合、上限２万８，０００円の補助、デザイン灯のような自立柱を撤去する場合は上限２万５，０００円を補助しているところです。ＬＥＤの電灯を北電柱、またはＮＴＴ柱に移設して、既存の自立柱を撤去すべきところでしたが、現在まで全ての自立柱を撤去することには至っておりません。

ご質問の中にありましたとおり、先月７日の強風により３灯の自立柱が倒れました。そのほか所管で調査したところ、ほかの自立柱もさびているものや穴の空いているもの、既に使用していない自立柱があることも認識しており、一部緊急的に対応したところでもあります。街路灯が倒壊する危険性を改めて認識したところです。山口議員がおっしゃるとおり、今回は幸い人や物に当たりませんでしたでしたが、再び倒壊することのないよう自立柱の確認を徹底する必要があります。今後町内会の皆様に街路灯の設置場所の地図を送付し、まず自立柱かどうかの確認作業にご協力いただきたいと考えております。それから、町内会の皆様には確認作業と併せて撤去を含めた検討もお願いし、危険な自立柱を早急に撤去できるよう、市としましては今後は優先して補助をしていかなければならないと考えております。今回のような危険を回避し、安全で安心な地域づくりにつながるよう取り組んでまいりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長 山口議員。

○山口議員 今答弁いただいた内容なのですが、町内会では撤去の工事費について今答弁あったように２万５，０００円から２万８，０００円の補助をいただいて撤去してきましたけれども、市街地にあるようなちょっと格好のいいデザイン灯というのは、それは７万円以上撤去にかかるのです。基礎の部分もいろんな種類がありますので、今回倒れたものも７万円から８万円ぐらいかかるのです。その差額を全部今までは町内会が負担して撤去しているのですけれども、まだ１本、２本ならいいのですけれども、町内会によっては２０本、３０本ともう本当に耐用年数を過ぎたようなものがあるわけです。ですから、町内会に対する撤去の補助金もずっと同じ金額で推移していますけれども、安心、安全の観点からぜひ増額の検討をしていただきたいなというふうに思っています。今日は滝川市町内会連合会の連絡協議会の会長も来て聞いていますので、ぜひいい答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほども答弁させていただきましたが、撤去につきましては上限２万５，０００円を補助しているところです。町内会からの声としては、やっぱり財源確保が厳しくて、危険だと認識はしているのですけれども、なかなか撤去に取り組めないという声は我々も聞いているところです。ご指摘のとおり、撤去作業が遅れることで危険性が大きくなることは避けたいと考えており

ます。補助額、補助率を含めて、撤去作業に取り組みやすい仕組みを検討していかなければならないと考えております。

○議長 長 山口議員、再質問に入りますか、次の項目に入りますか。

○山口議員 次。

○議長 長 それでは、山口議員、2項目め以降につきましては、午後からの質問としたいと思います。

この辺で昼食休憩にいたしたいと思います。再開は午後1時からとしたいと思います。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時55分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き山口議員の質問を許します。山口議員。

○山口議員 それでは、項目の2です。花月地区児童館の名称についてお伺いいたします。

市内には8か所の児童館がありますが、中でも地区単位の呼称が西地区、東地区、北地区、中地区となっております。いろいろな経緯が過去あったのかどうか分かりませんが、花月地区となっております。花月町はもちろん、空知町、栄町、中島町の子供たちが実際に使用しております。現実に沿って南地区と呼称変更してはいかがでしょうか。考えをお伺いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 花月地区児童館の名称についてというご質問にお答えさせていただきます。

現在の花月地区児童センターがオープンしたのは、平成18年4月となりますが、それ以前から現在の駐車場エリア、公園スペースに花月地区児童センター、花月保育所があり、当時施設の老朽化に伴う保育所の統合を検討するに当たり、同様に老朽化していた花月地区児童センターの改築を含め、地域の子育ての中心的な役割を担う複合施設として現在の滝川市こどもセンターが建設され、その中に保育所や子育て支援センターの機能と併せて現在の花月地区児童センターが設置されたところです。

施設の名称につきましては、当時こどもセンターにつきましては愛称を募集しまして、「め・も・る」というふうにされた経過がありますが、児童センターにつきましては旧花月地区児童センターの建て替えという観点から、従前の名称を引き継いだものと思われまいます。現在の施設がオープンしてから既に14年が経過しております。花月地区の名称につきましては、地域の皆様にも十分なじまれているものと認識しておりますので、現在のところ名称の変更は考えておりません。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 何か東西南北中とあって、南だけないととっても私的には違和感があるのですけれども、特にそうは思いませんか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほども答弁させていただきましたが、花月地区児童センターの名称、既に現在の施設からは14年、旧児童センターを含めると40年という長い間にわたって使われてきた名称です。南地区というところ特に違和感はちょっと私は感じてはいないのですが、市としてそういった南地区がいいのではないかという声が上がっているというような状況については特段把握はしていませんが、地域の方ですとか利用者の皆様からそういった名称変更を求めるという声が多く出されているという状況があるということであれば、市のほうにもお知らせいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、3つ目、避難所運営についてお伺いいたします。

今月7日の北海道新聞の1面に掲載をされた避難所備品4品目アンケートで、不足している自治体、全品不足している自治体として滝川市も載っていましたが、多くの市民からこれはどうなのだとすることで確認の質問とか要望をいただいたのですけれども、全国的に新型コロナウイルス感染症が蔓延している中、避難所運営でのソーシャルディスタンスやプライベート対策も考慮する必要がありますが現在出てきております。先般中空知定住自立圏構想推進会議の主催による避難の合同訓練が行われたようですけれども、滝川市の資機材の準備状況と新たに準備すべきものについての考えをお伺いいたします。

○議長 長 長瀬総務部次長。

○長瀬総務部次長 新型コロナウイルス感染症拡大の終息への明確な道筋が見えない中で万が一災害が発生した場合には、避難所の開設によって避難者を災害から守ることはもとより、同時にそこで避難者をできる限り感染リスクにさらさないための対策が求められることとなります。先日台風10号が直撃をいたしました九州などの各自治体におきましても、新型コロナウイルス感染症対策としての避難者同士が密にならないよう一定の間隔を持ってパーティションや段ボールベッドなどを設置しながら、個々の避難者の区画を個室化するなどの対応がされておりました。

滝川市におきましても国や北海道などから示されましたガイドライン等に従い、感染防止対策を想定した避難環境の整備に努める中で、既に確保しております資機材等につきましては、主なものといたしまして非接触型体温計30台、使い捨てマスク3万8,000枚、消毒液60本、パーティション110セット、段ボールベッド150台、大小テント合わせて80張り、換気用の扇風機90台などとなっております。去る8月24日にこれらの資機材を実際に持ち込んでの避難所開設訓練を滝川市を含め近隣5市5町で構成される中空知定住自立圏構想推進会議の専門部会で実施したところでございます。当日は、北海道の担当者からの指導も交えながら、実際の避難所の開設を見据え、レイアウト等の検討も行ったほか、緊急時には5市5町が相互に資機材の融通が図られる体制を構築したところでございます。災害対応の基本として、常に最悪の事態を想定し、備えることが求められるところでございますが、一度にそうしたレベルでの備えを実現することは容易ではないことから、まずは滝川市スポーツセンターほか、農村環境改善センターや東滝川地区転作研修センターなどでの開設を視野に、先ほど申し上げたような一定水準での資機材の確保を図りつつ訓練等の結果を活用し、必要な資機材の種類や数量等をさらに精査しながら、今後迅速に必要な資機

材の拡充を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 新聞にああいうふうに出たので、私自身は議員なので、大体いろんな備品等がどれくらいあるかというのは把握しているのですが、ああいうふうに出ると市民の皆さんの心配があるので、しっかりいろんな対策を打っているのだというのを表明をしてほしいなというふうに思っています。

それと、避難所のこれからの運営について、例えば要支援者も自宅で見ている人たちも避難をする場合というのは出てくるのですが、要支援者に対する避難所を受け入れする場合のいろんな備品とか資機材も必要になるのではないかなというふうに思います。

それと、避難所でよく九州とかのテレビを見ると女性の方はやっぱり着替えをしたり、トイレでもそうですけれども、いろんなまた個別の事情が出てくるので、そういうものに対しての用意といえますか、資材、機材というのが滝川の場合用意されているのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 長瀬総務部次長。

○長瀬総務部次長 まず、避難行動要支援者の点でございますけれども、必要な機材につきましては、例えば段ボールベッドであるとかパーティションを活用しながら想定しているところでございますし、例えばそれ以外にケアが必要な方につきましては、福祉避難所等の確保をするなど状況に応じて対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

先ほど更衣室なり、例えば女性の方々の部分について、例えば授乳とかそういった部分に関しても部屋あるいはテント等を用意して対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。そういったものを資機材として拡充しながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 山口議員。

◎2、総合交流ターミナル

1、道の駅たきかわの支援について

○山口議員 それでは、次に移ります。2つ目の総合交流ターミナルの道の駅たきかわの支援についてお伺いします。

道の駅たきかわは、本年春から新たな施設管理者に交代をいたしました。スタートダッシュをするはずの時期に新型コロナウイルス感染症のため長期休業を余儀なくされたこと並びに観光客や移動者の激減で大変苦慮している状況が見られます。市としては、第一次コロナ補正で少額の支援をしていますけれども、市の顔の一つとして大事な施設であることに変わりはないと思います。安定的運営に移行するためにできる限りの支援をするべきと考えていますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 道の駅たきかわは、4月1日から滝川地方卸売市場株式会社が指定管理者となり、卸売市場という特性を生かした魅力ある道の駅としてリニューアルオープンをいたしました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い国全体が外出自粛ムードとなる中、北海道独自の緊急事態宣言や国の緊急事態宣言が発出されたことにより利用客が激減し、運営に大きく影響したと、その点について把握しております。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ゴールデンウィーク期間の5月2日から6日までの間、市独自の休業要請にご協力いただき、休館としたところでもあります。この市独自の休業要請を行ったことから、新型コロナウイルス対策に係る補正予算で休業要請協力金として30万円、また指定管理施設への感染症予防対策として15万円分の消毒用品等の支援を行ったところであります。緊急事態宣言が解除されてからは徐々に利用客も増え、8月については予想を超える売上げとなったと報告を受けております。

新型コロナウイルス感染症の拡大につきましては、まだまだ予断を許さない状況ではありますが、毎月定期的に市では指定管理者と市で連絡調整会議を開催いたしまして、様々な課題や情報交換を行っております。ちなみに、本日も9時から道の駅の担当者、それから会社の総務担当といいますが、経営部門の方、それから滝川市においては産業振興部の3課長、観光国際課長、産業振興課長、農政課長との間で連絡調整会議を行いまして、情報交換、それと状況の把握ということを行っております。道の駅たきかわにつきましては、滝川市の重要な観光拠点であるということは十分承知しております。今後も指定管理者と連絡を今以上に密にしっかり協議しながら、市としてできる限りの支援をしてまいりたいと考えてございます。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、最後の質問ですけれども、道の駅たきかわの位置づけについて市長はどういう見解かお聞かせください。

○議長 長 市長。

○市長 ただいま山口議員のご質問でございますけれども、先ほど来答弁でも少し述べたと思いますが、道の駅は滝川にとっては大切な施設だということでございまして、今新しい指定管理者の下にリニューアルをしていただき、非常に活発になってきたというところでございます。しかしながら、まだまだ至らないところもありますので、少し市ができる部分で考えていきたいというふうに思っている次第ではございますけれども、なかなかそう簡単にいかないという現状でございます。先ほどから山口議員ご指摘のとおり、市にとっては大切な観光資源であり、施設であるという認識は同じでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○山口議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

続きまして、木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派みどりの木下です。それでは、通告の順に従って質問させていただきます。

◎1、市民生活行政

1、墓地の管理

先ほど安樂議員の質問にもありましたけれども、私からまた再度質問させていただきます。市民生活行政、墓地の管理。各墓地で管理ができなくなっているお墓が散見され、合同墓の要望が多く、市民から寄せられています。当市で管理している3か所の墓地全てに合同墓を設置する可能性について伺います。

○議 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 合同墓の設置につきましては、先ほどの安樂議員の質問にご答弁させていただいたとおりでございますが、設置箇所につきましては合同墓の建立、設置を可能とする十分なスペースがあるところ、それから多くの方々がお参りされることを考えると、駐車場やトイレなどの利便性が高いところと考えておりまして、滝の川墓地を合同墓の設置場所として考えております。他の墓地への設置につきましては、設置コスト、管理運営面を考えると適切ではないと考えておりまして、滝川市では1か所の設置というふうに考えております。市長からは、来年設置できるよう3月議会で提案するというお話でしたので、所管としては市民ニーズの高まりのある中、滝川市初となる合同墓の設置のために規模、構造、管理運営方法などの詳細な検討を進めてまいりたいと考えております。

○議 長 木下議員。

○木下議員 最後に、市長に確認なのですが、令和3年に向けて予算化をしまして、設置ということの方向で進めるとの回答でよろしいのでしょうかということだけ確認いたします。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど安樂議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

以上です。

○議 長 木下議員。

◎2、教育行政

1、学校教育について

○木下議員 それでは、次の質問に移ります。

2、教育行政、学校教育について。1、新型コロナウイルス感染症による学校の教職員、保護者への影響は甚大であると認識しています。そのような中での学校行事、運動会、記録会、学芸会等々が中止となり、授業数の補完を含め各対応が求められていると思います。教育委員会として年間スケジュール変更を含め、具体的対策をどのように進めていくのか伺います。

○議 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学びの保障に向けて、文部科学省が2つの方向性を示しております。1つは、小学校第6学年や中学校第3学年、小中の最終学年、これらについては、年度内に全ての児童生徒に学習指導要領に示された各教科等の内容を身につけさせるようにするという事、もう一つはそれ以外、最終学年以外については、今年度中に可能な限り学習指導要領で示された内容を扱うこととし、やむを得ない場合は一部の内容を次年度以

降に移すことができるということでもあります。

滝川市教育委員会といたしましては、児童生徒の学習の遅れを取り戻し、年度内に全ての児童生徒に学習指導要領に示された各教科等の内容を身につけさせるため、6月の学校再開後、各学校の新たに必要となる授業時数を明らかにした上で、夏季休業及び冬季休業期間を短縮し、授業日を設定いたしました。このような状況において、各学校には年間指導計画の見直しや指導方法の工夫、改善により教育課程を再編成する等柔軟に対応するよう指導してきております。また、運動会や学校祭等の学校行事につきましても、それぞれの行事の意義ですとか必要性を確認しながら、もちろん感染症対策をきちんと取った上で中止、または内容や時期を変更し、対応するよう指導しております。

今後も各学校におきましては、創意工夫による教育活動が求められているところでありますけれども、滝川市教育委員会といたしましても引き続き児童生徒の学びの保障に向けた指導を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 それでは、最後の質問に移ります。

2番目です。滝川市にはいじめ防止専門委員会があり、年2回ほど会議が開催されていると伺っております。会議の構成メンバーとどのような内容について審議されているのかをお聞きします。また、いじめをなくすには家庭はもちろん学校現場での取組が重要であると認識しています。近年の傾向などを踏まえた学校現場での取組事例について併せて伺います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめ等に関する質問でございますけれども、滝川市教育委員会ではいじめ防止のための対策の実効的な推進を図るために、平成26年に滝川市いじめ防止専門委員会を設置しているところであります。その構成メンバーは、大学教授などの学識経験者、臨床心理士、保護司、人権擁護委員の方など知見を有する方の計4名となっております。このいじめ防止専門委員会では、北海道教育委員会が公立学校の児童生徒を対象に毎年実施しているいじめアンケートの分析結果や個別のいじめ事案に係る対応のほか、滝川市のいじめ防止対策全般について審議していただいているところであります。

それから、後段の質問の近年の全国的な傾向といたしましては、スマートフォン等の無料通話アプリやSNSを用いたいじめも全国的には見られるところであります。このようないじめは、児童生徒本人からの申告がない限り学校での把握がなかなか難しいという実態がございます。滝川市教育委員会といたしましては、こうした事案にも適切に対応できるよう、先ほどのいじめ防止専門委員会の意見を参考にしたり、さらに学校現場における日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係等の構築に努めまして、いじめを訴えやすい体制整備、学校における情報モラル教育を推進して、学校のいじめ防止対策を推進しているところであります。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 最後の質問になりますけれども、再質問しますけれども、滝川市では今のところはいじめというその実例というのですか、そういうのは今のところはないという報告でいいのでしょうか。お聞きします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめの実態に関するご質問かと思えますけれども、先ほど申し上げましたいじめのアンケートですとか、それからそのほかにも保護者、それと本人からの申告によりいじめが疑われるような事案も含めて、またアンケート自体に嫌な思いをしているかどうかと問うアンケートがございますので、そういった事案も含め、広くいじめつながらないような対策を各学校のいじめ対策委員会と十分検討して、実際にいじめと認知された事案もありますけれども、それについてもきちんと指導を重ねて解決に至っていると、そういう状況にあります。

○木下議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

続きまして、東元議員の発言を許します。東元議員。

○東元議員 会派清新の東元です。

◎ 1、防災対策

1、災害時における自治体の炊き出しについて

防災対策について1点だけ質問させていただきます。災害時の自治体の炊き出しについてです。犠牲者44名を出した胆振東部地震からこの9月で2年が経過いたしました。2日間にわたるブラックアウトは記憶に新しいところであります。当時も各種団体によって行われておりましたが、災害時自治体が被災者への炊き出しで食事を提供するに当たり、量や食材の種類を事前に定めているのが全国で45自治体にとどまっているという数値があります。これは、2018年公衆衛生協会の調べであります。コロナ禍の現在、特に避難生活での栄養の偏りや食欲不振は、被災者の心身の不調や命の危険につながるおそれがあります。これらに対して本市での対応をお伺いいたします。

○議長 長 東元議員の質問に対する答弁を求めます。長瀬総務部次長。

○長瀬総務部次長 災害時における炊き出しにつきましては、特に中長期的な避難生活を余儀なくされるような大規模災害時の被災者への食生活面での支援において東日本大震災の際の避難所での食事に関して栄養が十分ではなかったなどの指摘があったことの例も踏まえ、言わば二次災害ともいうべく事態を生じさせない工夫が必要であると言われております。しかしながら、避難所で提供する食事の内容を栄養量やバランスに配慮することについてあらかじめ定めておくこととした場合、同時にそれに見合った食材等の備蓄、あるいはそうした事態下での調達ルートの確保が必要不可欠であることから、避難所で提供する食事については想定する災害の規模などにも左右される面もあり、量の充足とともに質の確保をどこまでできるかは、あらかじめ想定が難しい部分がございます。

現状市が自ら備蓄する食料につきましては、常温での長期保存が可能な品目を保有しておりますが、仮に避難生活が中長期化する場合におきましては、早急に国や道などへの支援要請を行うこと

に加えまして、様々な団体や事業者等と締結をしている協定に基づきまして、でき得る限りの食材等の提供等について協力要請することで対応することとしております。

なお、避難生活が長期化に至らない場合の食料につきましても、基本的には市民の皆様方に日頃から災害に備えて自らご準備いただくようご協力をお願いしているところでございます。そうした状況下の中で避難所で提供する食事につきましては、量とともに質をいかに確保していくかについては、ご提示のありました45自治体の取組の情報収集を進めるなどいたしまして、今後に向けて参考とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 東元議員。

○東元議員 ご答弁ありがとうございます。確かにいろんな方が集まる避難所で、それらの人に対応する食材を提供するのは大変だと思いますけれども、できる限り行っていただければと思います。

今のご答弁の中で、様々な団体と食材等について協定を結んでいるというお話がありましたけれども、現在具体的にはどのような団体と何社ぐらいと協定を結んでいるのか、もしお分かりになればご答弁をお願いいたします。

○議長 長 長瀬総務部次長。

○長瀬総務部次長 本市と防災協定を結んでいる件数は、全部で52件ございます。食料関係の防災協定の締結数につきましてはそのうち7件ございまして、滝川地方卸売市場株式会社、滝川農業協同組合、イオン北海道など、こういった方々と災害時における応急物資の供給等の協力に関する協定を締結しまして、災害時における市からの要請に応じて、迅速な食料の確保にご協力いただけることとなっているところでございます。

以上です。

○東元議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして東元議員の質問を終了いたします。

続きまして、荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 それでは、通告に従いまして質問させていただきますが、1点目についてちょっと事前にお断りをさせていただきます。実は、この質問につきましては、道からどういう情報があるかということなのですが、新型コロナウイルスの特別委員会の中で前田市長から、何回目かはちょっと記憶にありませんが、北海道から情報というものはないのだということをご説明をいただいております。私はそういう認識なのですが、そうすると解明事項ということになってしまうのですが、実は滝川市民、特に知友人なのですが、この種の問合せが非常に多くて困っています。私も詳細までは分かりませんので、改めて確認させていただくという意味で質問させていただきます。

◎1、新型コロナウイルス感染症対策

1、新型コロナウイルス感染者の北海道からの情報伝達について

新型コロナウイルス感染症については、収束とはほど遠い状況が続いておりますが、滝川市内での感染者が出た場合に北海道からの情報等はどのようになっているのかを伺います。感染者の個人

情報が守られるべきは当然ですけれども、例えば北海道に対してその対象の患者さんが性別、年齢、職業など様々な情報の公開拒否する項目から居住地が外れた場合、そういうこともあるかもしれません。そういう場合でも本市に情報が伝達されないのか、されるのか等その仕組みについて伺うものですが、加えましてできれば北海道、それから札幌市、函館市、旭川市というような発表がありますが、政令市とか中核市は保健所の管理区域が違いますので、恐らくそういうことだろうというふうに私も認識しておりますが、そのことも加えてご説明いただけると分かりやすいかなというふうに思います。

○議 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症の北海道からの情報伝達についてというご質問ですが、北海道におきましては新型コロナウイルス感染症に関する患者情報は、さらなる感染拡大防止や不安解消に向けた対応に必要となることから、個人情報の保護などに十分留意した上で積極的に公表するということとしております。具体的には年代、性別、国籍、居住地、職業、症状、経過、行動歴、滞在歴、これらにつきまして、居住地は振興局管内、本人の同意があった場合のみ市町村名、職業については本人が特定されない表現、例えば会社員、公務員といった内容で公表されております。

改めてになりますが、我々が把握しております陽性患者対応のおおよその流れですが、各保健所におきましては、11時から12時頃各保健所が本庁からの検査結果を受け取り、陽性の場合には患者への告知を行って、性別、年齢、居住地、職業等の公表の了解を得ます。本庁では、各保健所の患者告知の状況を確認し、速報を作成して15時頃をめどにプレスリリースを行い、公表の詳細な内容を確認した上で17時頃にブリーフィングを実施し、本人の了解が得られた場合にはこの時点で具体的な居住地、職業が公表されるということになっております。

なお、先ほど保健所の区分についてお話がありましたが、政令指定都市、それから中核市におきましては、それぞれ保健所を所有しているということがありますので、それぞれの保健所から発表がなされる。それ以外の市町村につきましては、北海道から一括して発表がされるという対応になっております。

ご質問の滝川市内で感染者が出た場合の北海道からの情報伝達についてですが、原則として本人が居住地の公表を了承したときは、保健所を通じて市の対策本部に連絡が入ることになっております。また、市が所管する公共施設等で感染が判明したときは、施設の閉鎖、消毒等の迅速な対応が必要になるということから、直接所管に連絡が入ることになっております。

なお、本人が公表を希望しない場合は、滝川市としては情報を知り得ないということになりますし、市内の店舗等で感染や感染疑いが発生した場合にも基本的には情報提供はありません。これらのことから、市としても市内での感染拡大防止に必要となるであろう情報の提供、これが十分になされないということがあってはならないということもありまして、6月30日に中空知管内の首長が出席をして開催されました空知総合振興局長との意見交換会の席におきましても、前田市長から情報共有について強く要望したところであります。市としましては、保健所等とも十分に連携をして、引き続き可能な情報の提供については求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 私の理解力が乏しいのか、後段の説明がのみ込めていなくて、具体的に何点かもし分かればお答えいただくのですが、ほかのまちを例に例えて申し訳ないのですが、岩見沢市でクラスターみたいなのが発生したとか、数か所ありますよね、北見だとか。そういう場合も別に特別な対応は、北海道としては情報提供はないのかということが1つ、恐らくそうではないかなと思いますが。

それから、滝川市の事例で企業が自発的な公表をした場合、把握はできるのですが、それが北海道に情報が行って、そのことについては公表したということでさっきのルートで滝川市に何らかの情報提供がなされるのかということを確認するのと、もう一つは発症者が実際に市内の医療機関等で確認できた場合、市立病院で分かった場合は設置者ですから何らかの形で情報は来るのだと思うのですが、民間病院では出たら、出たらというか、保健所が把握しますよね。その場合、民間医療機関から直接滝川市にというような報告というか、情報伝達というような仕組みはないのか。お答えできる範囲で結構でございます。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今3点ほど事例を挙げてのご質問がございました。クラスターが発生した場合、企業が自発的に発表した場合、それから市内医療機関等での発生の場合ということですが、いずれの場合につきましても陽性という確定がされるということは、保健所の指示の下、行政検査が実施されて陽性反応が出たというようなことになるとと思いますので、その場合には北海道が情報を把握しているということになりますので、患者さんの了承、了解が得られた場合には北海道のほうからそれぞれ市町村のほうに連絡が来るということになっております。居住地を公表するという了承を本人がされていない、居住地については非公表という場合につきましては、基本的には市のほうへの連絡はないというふうに思っております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 よく分かりました。

◎2、医療行政

1、今後の病院施設改修に伴う支出見通しについて

2点目に入ります。医療行政の今後の病院施設改修に伴う支出見通しについてということで伺います。平成23年3月の新病院オープンから間もなく10年を迎えようとしております。基本的には建物を長期に維持していくためには何らかの補修、修繕が必要になるものと思われませんが、内部のレイアウトの変更だとか、あるいは細かな補修を除いて、今後見込まれます躯体に関わる大規模修繕や更新に必要な支出見通しについて伺います。期間なのですが、少なくとも償還が終わるまでの中でということになるかと思いますが、ここでいう大規模というのは例えば屋上防水や壁面、免震構造に係る更新事業等についてであります。お願いします。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 現在の市立病院につきましては、平成１９年度の基本設計時に今後の改修費などメンテナンスに要する経費がなるべくかからないよう設計し、施工されています。屋上防水については、２５年から３０年程度の耐用を前提に施工しており、１５年から２０年後の間に改修工事が必要となると見込まれ、現在の単価で計算しますと約１億円強の支出を想定しているところです。

壁面につきましては、新病院建設時に経年劣化が少なく、維持費がかからない材料を選定し、メンテナンスを行いやすいよう１、２階をタイル、３階以上をれんがを材質とした経過があり、大規模な改修工事は現在のところ想定しておりません。

また、免震構造につきましては、免震装置の耐用年数が建物とほぼ同じとされており、交換は想定しておりませんが、大きな地震に遭遇した際等には点検を行い、必要に応じて交換を行ってまいります。

しかしながら、長期にわたり建物の維持管理を行う中で想定外の改修等は発生するものと思われるので、定期的なメンテナンスにより設備を長もちさせるとともに、計画的に必要な修繕及び改修工事、資産更新を行い、病院事業会計の負担の軽減につながるよう心がけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 何点が再質問させていただきますが、屋上についてはよく分かりましたし、壁面については恐らく想定していないというのもよく分かりましたが、仮に免震構造、今設置している全部、全て交換するというか、更新した場合は大体どれぐらいを見積もらなければいけないのかというのが１つと、あともうまとめてやってしまいますが、基本的に小さな修繕以外どういうものまで起債対象になるのか、もしお答えいただけるなら教えてください。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ２点について再質問いただきました。まず、１点目でございますが、免震装置について全て交換した場合どれぐらいかかるのかということでございます。免震装置については、全体で１３４個のそういうゴムの装置がついているのですけれども、仮に全てやるとしたら１個当たり２００万円の撤去費用とかも考えますと３億４，８４０万円という試算はしております。ただ、実際のところ地震によって破損しても、破損したところだけの交換で済むということですので、全部一斉交換ということは考えておりません。

それから、２点目の修繕以外の起債対象についてですけれども、病院事業債の対象となるものにつきましては、施設の建設改良費だとか、医療、または看護のための機械装置ということに定められていますが、実際収益的支出の修繕費で処理されるものは起債対象にならないということで、ただ事業規模によって、あるいは金額によってそれがどうなるかというのはちょっと細かくいろいろその都度対応しなければいけないということになると思いますので、現段階ではそういうくくりになっているところでございます。

以上でございます。

○荒木議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

続きまして、三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 公明党の三上です。予定時刻が2時半ぐらいを想定されているみたいですが、淡々と質問させていただきます。

◎1、新型コロナウイルス感染症対策

1、新型コロナウイルス感染症対策について

2、「新北海道スタイル」の取り組み実践事業者の表示について

3、高齢者施設や障がい者支援施設でのPCR検査の実施について

まず初めに、新型コロナウイルスの感染症対策についてということで伺っていききたいと思います。が、これまでの感染症対策については、私は市の職員の皆さん奮闘努力されて、私のところにも苦情とかは来ておりませんし、市民の皆さんが大変評価されているのではないかなと思っております。ただ、これからまた猛威を振るうかもしれませんので、その意味で質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目は、新北海道スタイル、これって市民がどの程度理解されているのか分かりませんが、これにのっとって市内の事業者が設備を新たに変えていくとか、団体も含めてそういったことをした場合に、一部市の補助等を考えるべきではないかと思っておりますけれども、このことについて伺いたいと思います。

○議長 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、ご質問の中で事業者、団体ということで、その分野、分野で恐らく違うのだろうというふうに思いますが、一応概括的にということで私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

新北海道スタイルにつきましては、新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した新しい生活様式の道内での実践に向けた新しいライフスタイルやビジネススタイルを目指す取組であり、これまでの間市内事業者や各種団体の皆様におかれましては、新北海道スタイルを踏まえ、業種別のガイドラインなどを参考にそれぞれが創意工夫され、感染防止対策に取り組まれていることと思えます。

ご質問にございます設備改善への補助など感染防止に向けた支援策につきましては、文化施設や地域公共交通、医療機関、介護施設など不特定多数が利用されたり、感染リスクの高い業種、業態については支援制度は用意されているものもありますが、全ての業種を網羅する支援制度は現状確認できておりません。ただし、感染防止対策が事業を再開、継続するための取組であることを考えれば、これまで打ち出されてきた国の持続化給付金や北海道の経営持続化臨時特別支援金、そのほか様々な補助制度、融資制度など給付、支給された資金の使途が限定されていないものもありますので、こうした制度をご活用いただきながら、感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいただければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 積極的にこの新北海道スタイルにのっとしてやっていただく事業者は、やはり応援していきたいなと思っておりますので、引き続きあれなのですが、次の質問ですが、公共施設、これはお金がかかってくるので、改良とかそういったことをするとなかなか難しい部分はありますけれども、工夫次第では改善、改良できるのかなと思っております。例えば市役所のエレベーター、あるいは公共施設の水道、トイレ、ごみ箱など気にする方は気にするのです。私なんかどちらかというとあまり気にしないほうなのですけども、それでは駄目だと怒られてしまうのですが、気にする方は気にしますので、その辺の対応について伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 市役所や公共施設等での感染防止対策についてでございますが、既に手洗いや手指消毒の励行、施設内の定期的な消毒など新北海道スタイルの実践に取り組んでいるほか、市民の皆様の利用が多い市役所1階トイレの一部や市内小中学校、保育所では蛇口レバーの改修など、できることから着手しているところでございます。ご質問の中にございます自動化と、要は手を触れないでというような部分についても各施設の利用状況などを考慮し、必要性を含めて判断してまいりたいというふうに思いますし、議員のご質問の中にありました工夫という点については常に考えながら、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 次の質問ですが、感染防止対策として最近オゾンガスの有効性が伝えられております。ですから、このオゾン発生器を設置すると、消毒作業とかの手間が省けると言っただけなんですけれども、省力化ができるということで、そのオゾン発生器を例えば設置したいと希望される病院事業者、市立病院ばかりではなくて個人病院も含めて、そういったところに対しての補助について伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 病院、介護施設、保育所等へのオゾン発生器の設置の補助等についてのご質問でございますが、オゾン発生器自体の設置の有効性や必要性に関しては、施設環境、体制等に応じて判断されるべきものというふうに考えておりますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業において医療機関や薬局、介護事業者、児童福祉施設などに対して感染拡大防止対策を目的とする衛生用品の購入や備品の整備に対する交付金制度が用意されておりますので、各事業者におきましてはこうした制度をご活用いただき、感染拡大防止対策や診療体制、サービス提供の体制を確保いただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 三上議員、再質問に入りますか、次の質問に入りますか。

○三上議員 次の質問に入ります。

○議 長 それでは、ここで議場内の空気の入替えを行いたいと思いますので、若干休憩いたし

ます。再開は午後２時ちょうどいたします。それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 １時５４分

再開 午後 １時５９分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三上議員。

○三上議員 それでは、次の質問なのですが、新北海道スタイルの取組実践事業者に対して今北海道ではステッカーを希望すれば入手できるのですが、市内に何軒ついているのかちょっとよく私も調べておりませんけれども、まだまだこれからなのかなという気がします。この新北海道スタイルの重点的な取組は９月いっぱいだというふうに聞いておりますけれども、やはりこの取組は今後重要になってくるだろうと思っております。そういった意味で、市内のそういう事業者が本当に実践しているということを市としても認めるというか、お墨つきするとか、そういったところにこの北海道発行のステッカーがいいのか、あるいは滝川独自で例えば市長の似顔絵を描いて、ここは安全ですよというようなステッカーを独自に作るのかは別として、そういうふうに頑張っている事業者に対して応援するという意味合いと、そこを利用する不特定多数のお客様、出入りされる方、そういった方々が安心して使えるというような表示を作成するか、広げていくということについての見解を伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 北海道においては、８月から９月を新北海道スタイル集中対策期間として設定し、新北海道スタイルの浸透に取り組んでいます。その中では、感染が拡大している札幌市すすきの地区の接待を伴う飲食店を対象として、感染症防止対策に取り組む店舗へのステッカー配付を行うほか、道内の商工会議所、商工会と連携した感染症防止対策に取り組む事業者へのステッカー配付を行っています。滝川市においては、滝川商工会議所、江部乙商工会が北海道から要請を受けております。取組の実践に向けた企業への戸別訪問とステッカー配付を既に開始しているという状況にあります。

滝川市としましては、これらの取組を後押しするため、各業界団体が公表している感染症防止対策ガイドラインと併せて市ホームページで周知を行っているほか、飲食店応援プレミアムチケットの参加店に対して感染症防止対策を例示したチラシの配付ということも行っていました。今後におきましても商工会議所や商工会と連携を図りながら、新北海道スタイルについて都度機会あるごとに積極的にＰＲを行ってまいります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 商工会議所と連携を取るのはいいいのですが、あそこも人数が限られておりますので、なかなか全戸訪問というわけにいかないと思うのです。そういった意味では産業振興部の皆さんとか職員の皆さんで歩けるといいなと思いますけれども、このことについてはどのような考えをお持ちですか。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 このことに関しましては、最終的には事業者の方たちはもちろん、利用者の皆さんについても例えばマスクの着用ほか少人数での利用など、各自が可能な限り感染症防止対策に取り組む姿勢が重要であるというふうに考えております。事業者さんでありますとか利用者さんでありますとかというか、行政がどうするというよりはそういったみんなで取り組むということが重要なのだらうなと思います。その取り組み方として、今北海道からの要請を受けた滝川商工会議所さんと江部乙商工会さんが連携を図りながら行っているということですので、まずはそこを後押しする形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 次の質問に移ります。

高齢者施設や障がい者支援施設でのPCR検査の実施とここには書いておりますけれども、私の言っているのは唾液からPCR検査が今有効だということで、これはもちろん保険適用にはまだなっていませんし、本来ですと無症状の方がPCR検査は受けられません。症状があつて、医者にかかって、保健所の指示の下PCR検査だと思うのですが、ここでは無症状の方がクラスターが発生することを避けるために自前で実施する施設、そういうようなところに対しての補助をしたらいいのではないかと質問なのですが、このことについて伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 新型コロナウイルスに対する検査に関するご質問ということで、先ほど寄谷議員から質問があつて答弁した中身とちょっと重複する部分も一部あるかと思いますが、ご容赦願います。

新型コロナウイルス感染症の検査につきましては、感染症法に基づく行政検査ということで、都道府県が医師の判断の下、疑いのある患者等を対象にPCR検査及び抗原検査を実施しているという現状にあります。その中で、国は高齢者施設の入所者が重症化リスクが高いという特性があることから、感染拡大防止の観点ということで疑いのある者への速やかな検査を実施することが重要としておりまして、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、当該施設に感染者がいない場合であっても行政検査を実施してよい、対象としてよいという見解を示しております。現在滝川市におきましてはそういった状況にはないということから、高齢者施設、障がい者施設に対する行政検査というものは実施されていないというふうに考えております。

先ほど唾液での検査、唾液を使った検査を自前で実施する場合の補助、そういったことが考えられないかというようなご質問ですけれども、こういった社会的インフラを継続的に維持するために独自に検査を行うということに対する現在の国の考え方ですとか、それからそういった検査に対する財源措置、そういったところについては現在まだちょっと不明確な状況ということになっております。8月26日、先ほどのご質問でもちちょっとご答弁しましたけれども、今後の対応についてというところ国で取りまとめられている中では、独自に検査をする場合に対する助成などについて一部記載されているようなところも見受けられましたが、現状では具体的な中身が示されていないというようなこともありますので、今後の情勢、そういったところを見極めたいというふうに考えて

おりますが、いずれにしてもそういった施設でクラスターですとか感染拡大が懸念される場合には、北海道のほうにおきまして適正に行政検査が実施されるものというふうに思っております。先ほどの指針におきまして、症状がない方についてもそういった場合には検査をするようにというふうになっておりますので、適正に検査は実施されるものというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 行政検査ということよりも、高齢者を抱えている施設運営事業者は、コロナにかかったら死に直結しますから、相当敏感だと思うのです。ですから、本来ですとお金がそんなにかからなければ定期的の実施して、その入所者あるいは職員については検査したいと思っているはずで。ですから、そういった思いに応えるために、定期的に行っているのであればそれは助成しますと。そのことによって市立病院に負担をかけてはいけないと思うのです。だから、民間の検査機関もありますので、そこ市が契約して、そういったところについては何割か補助するということについての見解はいかがでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 現状におきましては、新聞報道等で民間の病院ですとか、そういったところで独自に検査を行っているというようなところもあるようには聞いておりますが、いずれにしても規模といえましょうか、対応できる人数、これにつきましては、唾液での検査も実施ができるということで数は拡大をしてきているとは思いますが、まだまだ現状ではご希望される方全てに対応ができるというような状況にはなっていないものというふうに思っております。繰り返しになりますけれども、今後こういった検査に対する財政的な支援、そういったところが国のほうでどういうふうを考えられるのか、臨時交付金ですとかそういったところの対応も含めて検討したいというふうには思っておりますが、そういった検査、PCR検査もそうですけれども、一部医療関係の方の中には検査を実施したからといって、それが陰性だったといって100パーセントではないというような状況もあります。検査も精度としてはその時点での状況を確認できるだけであって、全く感染していないですとかそういったことが確約できる状況ではないというような今の状況ということですので、そういった検査の精度の問題も含めて今ある医療体制、検査体制、医療資源が十分活用できるような対応、そういったことを市としても考えていきたいというふうに思っておりますので、実施したから補助をしてくださいというようなことについては、現状ではちょっと対応できないというか、考えていないというところです。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 いずれは唾液によるPCR検査は保険診療になってくるのかなと思っておりますけれども。

◎2、病院行政

1、滝川市近郊の自治体病院の再編について

最後の質問です。滝川市近郊の自治体病院の再編について、これは私は何回か質問させていただ

いておりますし、市長も真摯にお答えいただいております。ただ、コロナ後なかなかその話が進んでいないと思うので、やはりまた盛り上げていかなくてはいけないと思うのです。先日南空知のほうでは重点支援区域に選定されたと。そのことによって財政支援があるというふうに報道なんかでは言われております。再びこの議論を盛り上げることにについて市長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 三上議員から幾度となくご質問をいただいているわけですが、改めてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、この中空知圏域の医療提供体制の在り方につきましては、中空知地域医療構想調整会議により進めております。令和元年度は、書面会議を含めまして3回の会議が開催されました。令和2年度に入ってから、新型コロナウイルス感染症の道内における感染状況等を踏まえて、現段階では6月に書面会議が実際されたのみの状況ということで、足踏み状態ということになるかもしれません。

昨年年第3回定例会でもご答弁申し上げましたけれども、医療再編やネットワーク化は自治体間のみで協議することは難しく、国や北海道の先導が必要と考えております。ただ、現在は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地域における病床再編に向けた議論が中断を余儀なくされていることから、総務省でも再編や統合が必要な公立公的病院に対する都道府県の取りまとめにつきましても今年の9月末までとしていた結論の先送りを容認するという報道もありまして、公立病院の改革ガイドラインの改定にも影響するのではないかと聞いております。

先ほどの南空知におきます重点支援地域の指定でございますけれども、お聞きしますとあれは市立病院と労災病院の合併ということで、非常に特異な例として重点支援地域になったということでございまして、この地域の再編問題とは少し次元が違うというふうな形で、その重点支援地域に私も関心を持ちまして、今厚生労働省と打合せをいろいろさせていただいているところでございます。現状はそのようなことでございます。また、本年6月10日には市長という立場で北海道に対しまして、関係自治体、公立病院においてしっかり議論を進めていくように協議を進めるための場を設けていただくよう要請をしました。

今後におきましても滝川市立病院が砂川市立病院とともに引き続き急性期医療の中核を担っていくためにも、中空知地域医療構想調整会議を中心としました協議の場への意見反映に努めてまいりますし、現在の地域事情を踏まえましても地域医療の再編ネットワーク化を円滑に推進していくためには、北海道や国の先導の下でやはり協議を進めていくことが重要であると考えております。それぞれ自治体にもいろんな考え方があるわけでございますので、それがまとまるというのは非常に時間がかかるということもございますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。今後とも引き続き精力的に努力してまいります。

以上です。

○三上議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

続きまして、渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

○渡邊議員 会派みどりの渡邊です。議長より発言のお許しがありましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日最後の質問者となりました。既に8名の議員が質問を終えております。そのうち7名の議員がそれぞれの視点でコロナ感染症について質問がなされて、とても関心が高いのだなというふうに改めて思っております。

◎1、市長の基本姿勢

1、市政執行について

2、実質公債費比率について

それでは、1件目、市長の基本姿勢、1項目め、市政執行方針についてお伺いいたします。滝川市としては、突発的な新型コロナウイルス感染症対策に多くの関係職員が奔走してきておりました。また、その中で、国は大型の補正予算に併せ各種の事業展開を施してきております。これらは当初になかったもので、相当な苦労を職員とともにやってきたものと思っております。そのような中で、令和2年度がスタートしてはや半年となります。当初予算に計上した事業がコロナ禍で中止となり、市民生活にも大きな影響があるものと考えております。また、自粛を余儀なくされたサービス業等においても大きな痛手となっております。まだまだ終息が見えない中での市政運営に対して、これから秋冬を迎え当然インフルエンザが懸念されるところでございます。インフルエンザとコロナ禍を併せ、市長としてどのような姿勢で臨んでいくのかお伺いいたします。

○議長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 渡邊議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、令和2年度事業につきましては、コロナ禍において感染拡大防止の観点から、とりわけ多くの人にお集まりいただきますイベントや催事などを中心に事業の中止、延期の判断をさせていただいております。また、現在財政課におきまして予算執行停止見込みの事業を調査中ですが、当初予定していたものから変更せざるを得ないものがあると考えております。しかしながら、こうした状況においても実施するためにはどうしたらいいのか、何ができるかを考えていかなければなりません。新型コロナウイルス対策については、感染拡大防止を継続して実施していくことはもちろんであります。当市においても対策の主体は社会生活の維持、地域経済活性化のフェーズに移っていると考えております。今後につきましては、臨時交付金の三次申請も予定されておりますので、市民ニーズを踏まえながら新たな対策を講じてまいります。

また、議員ご指摘のとおり、冬に向けてインフルエンザの拡大が懸念されております。インフルエンザは、新型コロナウイルス感染症と同様に熱やせきなどの症状を有しますので、疑い患者の増加が予想されるため、地域の医療機関とも連携した対応が必要と考えております。なお、市立病院におきましては、院内感染対策を十分に講じながら、市民に安心して受診していただけるよう発熱者等インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の感染を疑う患者への対応につきまして準備、検討を進めているところでございます。しっかりと対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 インフルエンザへの取組にも言及いただいております。コロナ感染症が一たび起こると、多くの職員が当然ハードワークになるかなと思います。そういう部分での職員に対する健康も必要かなと思っておりますので、市長としてその辺の配慮もよろしくお伺いしたいと思います。

2 要旨目、8月14日付の北海道新聞中・北空知版にて北門信用金庫の中空知9市町124社からの景況感の調査結果が掲載されておりました。記事内容は、新型コロナウイルスの影響で景気が悪化しているとのことであります。この報道は、中空知管内で滝川市とは限定されておりましたが、本市として景気の判断について前田市長としてどのような見解をお持ちかお伺いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 北門信用金庫が令和2年7月にまとめた4月から6月期中空知管内中小企業景気動向調査、これによりますと取引先企業の景況感を示す業況判断指数、DIですけれども、これはマイナス48ポイントとなり、1月から3月期と比較し8ポイント悪化、前年同期比では37ポイント悪化しているとの結果になっております。業種別の業況では、小売業、サービス業は前年同期比で40から45ポイント悪化しておりますが、前期（1月から3月）比、前期比ですけれども、こちらでは1から11ポイントの改善となっており、卸売業では前期比で横ばい、製造業、建設業、運輸業、不動産業では前期比で悪化しているとの結果が公表されております。

また、滝川市産業活性化協議会が7月に1,470事業所を対象に行ったアンケート調査においては、約500事業所から回答をいただいております。現在の業況についてはよいと回答した事業所が約5.2パーセント、変化なしと回答した事業所が約40.5パーセント、悪いと回答した事業所が約53.0パーセントと、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した事業者が約半数を占めているとの回答を得ました。現在の業況が最も悪化した業種については、宿泊、飲食サービス業であり、約78.9パーセントの事業所が悪いと回答しております。次いで生活関連サービス、娯楽業が約61.3パーセント、卸小売業が約60.8パーセント、情報通信業が約60パーセントと回答しており、新型コロナウイルスの影響による営業活動の自粛や生産量の縮小などが大きな要因になっていると分析しております。さらに、今後の業況や資金繰りなどの見通しについては、よくなると回答した事業所が約5.4パーセント、変化なしが約42.5パーセント、悪くなると回答した事業所が約49.4パーセントと、約半数の事業所が今後も悪化する見通しであるとの回答を得たところです。

以上のような結果から、新型コロナウイルスの影響により滝川市内の景気についても悪化しており、厳しい状況であると認識しているところでございます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 総理大臣も何か新しく替わりそうなので、これからそういう景気の回復に向けた施策がいろいろ打ち出されると思います。そういう中で、滝川市としてもぜひ中小企業者等への支援というのを継続的にやられることを希望しながら、次の2項目めに入ります。

実質公債費比率についてお伺いしたいと思います。実質公債費比率は、本年度決算においても基

準内であり、公債費総額も減少となっております。しかし、地方交付税の伸びはあまり期待できないと思います。そういう中で、自主財源の確保としてふるさと納税が大変大きく滝川市の財政に寄与していることは十分認識しておりますが、他の財源措置についてはどのようなお考えがあるのかお伺いします。また、財政出動を抑えるための歳出削減に向けての施策を講じるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議 長 堀之内総務部次長。

○堀之内総務部次長 滝川市の令和元年度決算における実質公債費比率は9.7パーセントで、健全段階にあります。計画的に公債費を減らしてきたことにより年々改善状況にあります。今後もこの状況を維持していくための方策ですが、まず事業を実施する際の財源措置につきましては、活用可能な国や道などの補助金がないか模索するほか、充当率が高く、交付税措置のある有利な起債を活用するなど、できるだけ充当可能財源の確保に努めているところであります。また、第2期財政健全化計画期間中でもあります。市債の償還による財政負担が増えないように新規発行の抑制に努めておりますが、主に建設事業に係る市債の発行でありますので、予算編成時には公共工事発注量などを考慮しつつ、建設事業費確保と償還費用のバランスを図りながら、今後も健全な財政運営に努めてまいります。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 職員、理事者で大変努力されているのは重々分かります。そういう中で当然かかるもの、社会資本整備事業、公共事業を含めて、これらを計画的に進める中で新たな事業も出てくるわけで、そういう中でこういう2期目の健全計画との整合性というのはどのように図っていくのか再質問します。

○議 長 堀之内総務部次長。

○堀之内総務部次長 第2期の財政健全化期間中でもありますので、基本的にはその健全化でしている中期財政フレーム、こういったものを基に事業の展開を図っていくということになっております。その中で確かに新たな事業に対しては、そこを純然と増やすのではなくて、新たな事業が出た場合に既存の事業をどのように展開していくのか、収束していくのかと、そういったことも検討しながらバランスを取っていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 渡邊議員。

◎2、観光行政

1、滝川市ふるさと大使について

○渡邊議員 それでは、2件目、観光行政、滝川市ふるさと大使についての質問となります。

ご案内のとおり、コロナ禍において観光業、滝川に入ってくる人も大変少なく、落ち込んでおります。関係業種も含めて大変疲弊しているのかなと。そういう中、国はGo Toトラベル、北海道においてはどうみん割を繰り出し、振興策を打ち出しております。滝川市も市内宿泊者への独自の支援策を行っているところであります。この新型コロナウイルス感染症の拡大に少しでも落ち着き

の兆しが見られるならば、今前田市長もインスタグラムを開設して、いろいろと滝川市をPRしているようです。そういう中で、滝川市ふるさと大使の皆さんに新たな事業展開として、滝川市のPR発信の方策として動画メッセージなどの発信協力の依頼を図るべきと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ふるさと大使は、当市の出身、または居住経験がある方や当市にゆかりがある方に依頼し、大使の活動拠点において滝川市の魅力を広く紹介するとともに、特産品等の普及、宣伝及び観光振興のための取組をお願いしています。現在の大使は、首都圏や関西圏など全国各地で活躍されている7組8名の方々にお願いしており、テレビやラジオ、各大使のSNSやブログ等を活用した本市の魅力PRのほか、近年では紙袋ランターンフェスティバルの際にランターンの制作、展示にご参加いただくなどのご協力もいただいたところです。

ご質問いただきましたふるさと大使を活用した新たな事業展開につきましては、無報酬で活動を依頼しておりますことから、今後も大使のご理解を得て、各分野における知名度を生かしながら情報発信に努めていただくことを考えています。引き続き滝川市から定期的な情報提供を行い、本市のPRを行っていただくよう活動内容についても調整をしてまいりたいと思います。

○議 長 渡邊議員。

◎3、保健福祉行政

1、旧東栄保育所施設について

○渡邊議員 それでは、3件目の保健福祉行政、旧東栄保育所施設についてお伺いいたします。

旧東栄保育所については、昭和51年に開園して地域の子供たち、また母親、保護者の集う場として利用されてきております。しかし、少子化による入所者数の減少から、平成11年には滝川中央保育所の分園となっております。その後も入所者数は減少を続けまして、一昨年から募集停止の状態であります。このまま空き施設にしていくのか、また維持管理を含め地域との施設利用に関する協議を行うような考えがあるのかについてお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 市内全体で見ますと、少子化傾向は続いている反面、保育所の利用希望は依然として増加を続けている状況にありますが、東栄保育所に関しましては、議員のおっしゃるとおり、平成11年10月から滝川保育所分園となり、平成30年からは募集を休止しております。集団保育の観点から、保育所の運営においては一定の利用者数が必要と考えますが、現在東滝川在住で保育所を利用している世帯は2世帯あるものの、勤務場所の都合等により別の場所の保育所を希望されており、また新しい施設の人気の高い状況などを考えますと、東栄保育所の再開はなかなか厳しい状況にあるというふうに考えております。現在の休止という状況をいつまでも継続することは適当ではないというふうに考えておりますので、いずれかの時点で今後の方針を決定していきたいというふうに考えておりますが、今後地域の皆様のご意見もお聞きしながら、施設の存廃や利活用を含め判断をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議 長 渡邊議員。

◎4、教育行政

1、屋外スポーツ施設について

○渡邊議員 それでは、最後の質問、教育行政の屋外スポーツ施設についてお伺いいたします。

本年度の教育行政執行方針の中で、スポーツ振興についてということでスポーツに取り組みやすい環境づくりを推進すると掲載されております。そういう現状の中で、石狩川河川緑地、空知川河川緑地における屋外スポーツの維持管理については、各使用する団体が草刈り作業等大変苦慮していると聞いております。現行支出しております委託料の見直しの検討を図るべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 河川敷のスポーツ施設の管理についてですけれども、サッカー場ですとか野球場ですとかありますけれども、これらについては一括して滝川市スポーツ協会に委託をしているところがございます。委託料につきましては、労務費をはじめかかる経費について適正な単価を用いて積算しておりますので、現状大きな見直しの予定はございません。各施設につきましては、実際にその施設を利用される各団体の皆さんそれぞれ活動拠点として愛着を持ってご協力の下、適切に施設の維持管理ができていているというふうにも思っておりますので、その点については感謝を申し上げたいと思います。今後ともその利用団体のご協力をいただきながら、適切に管理をしていきたいというふうに考えております。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 河川の施設というか、緑地を利用する場合、草刈りをするのに当然車両が要ると、またガソリンが要る、維持管理に要する経費がかなりかかっている状態。また、芝を管理するには肥料をまいたり、目土を入れたり、現行の委託料の範囲の中では当然赤字が出るというふうに思うところであります。実際私もサッカー協会という立場で言わせていただくと、トイレはない、水もない。それに関する経費が当然重くのしかかってきます。こういう現状をぜひ理解していただいて、再度この見直しについて検討する余地があるかどうかお伺いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 先ほどもご答弁しましたけれども、現状では見直す考えは特段持っておりません。それは一切ないかということではなくて、仮にそういう不都合があるということであればご意見をお伺いしまして、我々もできる範囲があります。そこはやっぱりお互いに協力してやっていきましょうということではないでしょうか。そんなことでよろしくお願いします。

○議 長 先ほど渡邊議員の3件目の質問に対する保健福祉部長からの答弁に誤りがございましたので、再度答弁をお願いいたします。保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどの東栄保育所の渡邊議員の質問に対しましてお答えした中で一部誤りがありましたので、訂正させていただきます。

東栄保育所につきましては、平成11年10月から滝川保育所分園となりというふうに申し上げ

ましたが、正確には滝川中央保育所の分園というふうになりますので、訂正させていただきます。
申し訳ありませんでした。

○渡邊議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして渡邊議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時45分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員